

国際金融規制改革の最近の動向

水口 純

はじめに

ただいま御紹介にあずかりました水口でございます。今日は、本来であれば国際政策統括官の河野が参る予定でしたが、急用で叶わず、水口が代理で務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

お手元に資料が配付されていると思いますので、ページを追ってお話しさせていただければと思います。

まず、最初の一ページをおめくりいただきますと（文末添付資料1ページ参照）、目次が八項目ありますが、一時間強というお時間の中で全てを網羅してお話するのは時間的にも厳しいですし、平板になってしまいますので、一応全体的に簡単に触れながら、今實際私が主に担当している店頭デリバティブの話や、LEIの話など、幾つかの項目に重点を置いて御説明をしようかと考えております。

一、国際金融規制改革の動き

(国際金融規制改革)

最初に「国際金融規制改革の動き」でございませうが(資料2、3ページ)、二〇〇八年九月にリーマンショックが起こりましてからちょうど五年であります。その間、様々な規制改革が提案され、実施されて参りました。二〇〇八年一月のワシントンのG20サミットにおいて、危機防止のための金融規制改革を推進していこうという合意がなされ、それ以来、国際的な金融規制改革が進捗して参りました。

最初にございます「バーゼルⅢ(国際的に活動する銀行の自己資本規制・流動性規制)」についての議論、さらにいわゆるトゥー・ビッグ・トゥー・フェイル (too big to fail) とこう「大き

過ぎて潰せない」問題に対処するためシステム上重要な金融機関への対応をどうするかという議論、さらに、伝統的な銀行セクターから外れるものの、銀行類似の信用仲介業務を行うシャドーバンキングと言われるセクターの規制・監督をどうするかという議論や、店頭デリバティブ市場の透明性・安定性向上のためにどのような方策がとり得るかといった議論など、多岐多面にわたる議論がこの五年間行われてきました。もちろん、今後とも推進していかなければいけない課題はまだ残されております。

次に、「日本の主張」とありますが、日本の金融庁がこれまで主張してきたこと、もしくはこういう方向で国際金融規制改革を進めていきたいと考えていたことは、大きく言うと三点ございませう。

「中長期的に強固な金融システムを構築」がま

ず一点目です。「中長期的に強固な金融システムを構築」、ある意味では当然のことのように見えますが、その構築に当たっては、例えばルールを厳格化するのみならず、金融規制と実際の監督のバランスを考えることも求められます。ルールブックだけではなくて、実際の密度の濃い監督もしくはより高度な監督をどうするかということが重要となります。これが一点目です。

二点目は、「実体経済への影響に配慮する」ということです。規制強化ということばかりに走りますと、実体経済へ悪影響を与える可能性もありますので、規制と実体経済の間で適切なバランスをどのようにとっていくか。さらに、新たな規制を導入する場合には、どうしても新たな規制ですから、その実施にあたっては、十分な経過期間ないし経過措置を確保すべきだという主張をしています。

日本の三番目の主張は、「国際的な合意は着実に実施する」ということです。五年の間に、様々な国際的な合意事項が、実施段階に入って参りました。日本としては、一度国際的に合意した事項は、どこの国も合意したスケジュールに従って着実に実施すべきだと主張しているところです。

三番目の点と関連しますが、最近特に、各国独自の金融規制改革の動きがいくつか見られますが、その実施と影響が当該国だけに止まっているのであればまだよいのですが、国境を越えたクロスボーダー取引が増えている現状において、各国独自の規制の動きが他国の金融機関や市場に不測の影響を与えかねないといった問題が出てきております。後で御説明しますが、例えば米国のボーカー・ルールもその一例ですし、他の国における銀行セクターの構造改革もその類に当たるかと思えます。金融取引の実体を踏まえないような規制

は、取引をいたずらに、もしくは不必要に阻害したり、市場を分断したりする恐れもあります。さらに、特に域外適用という、他国の法令・監督の整備・執行状況を踏まえずに自国の規制を海外で一方的に適用するといったことが行われますと、他国の金融機関ないし市場に悪影響を与えかねず、また、各国当局がそれぞれの規制を国内で円滑に実施しようとしても、域外適用された規制と重複や抵触が起こるという問題が生じます。このように、一国の規制が他国当局の規制の円滑な実施を妨げる可能性について、我々は近年よく注視するとともに、必要に応じ問題提起をしております。

こういう国際的な金融規制改革についての議論には、金融庁は財務省や日銀等の日本の他の当局とも十分に連携しつつ引き続き主導的な役割を果たしてまいりたいと考えております。

（金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み（G20首脳会議））

資料四ページは年表的に書いてありますが、二〇〇八年九月にいわゆるリーマンショックが起きまして、世界的な経済・金融危機に発展しました。それまでも財務大臣・中銀総裁レベルでは20という枠組みはありましたが、首脳レベルでは例えばG7といった枠組みを中心に経済問題についての議論が行われていたところでした。しかしながら、世界的な経済・金融危機が発生したため、各地域を代表するような新興国を含めたより広いメンバーでこの危機への対応を行う必要性があるだろうということで、先ほど申し上げた二〇〇八年十一月のワシントンのG20サミットで、一連の作業の号砲が鳴りました。これ以降様々な作業の具体的な指示があり、国際的な議論を重ね具体的な中身を策定していったというのが基本的な流れ

です。

最近是一年一回になっておりますけれども、二〇〇九年と二〇一〇年にはG 20サミットがそれぞれ二回開催されています。二〇〇九年、二〇一〇年は相当集中的に政治レベルで議論が行われたということになります。

(G 20サントペルブルクサミット 二〇一三年九月五・六日)

次のページ(資料5ページ)は一番直近のG 20のロシアのサントペルブルクサミットの主な内容が書いてあります。先ほどりーマンショックから五年と申し上げましたが、確かにこの五年間、いろいろな取り組みが実施に移されてまいりました。そういう取り組みを高く評価する一方で、まだ必要な改革は終わっていないということです。さらなる改革の推進が合意されています。

(金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み)

次は金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組みについての話ですが(資料6ページ)、今申し上げたG 20首脳会合というのがまさに政治レベルの司令塔で、主要新興国も参加しておりますので、様々な課題についてグローバルな解決を目指すという意味では、最上位に位置づけられる会合です。

その下にG 20の財務大臣・中央銀行総裁会議もございます。こういった政治レベル、ハイレベルの議論に加え、G 20の下にFSB(金融安定理事會)という、より専門的な金融規制や金融安定化に向けた監督の在り方などを議論する場が設けられています。これは財務省、中銀、監督当局、国際機関も加盟しており、スイスのバーゼルに本拠がある国際機関です。

実はFSBができる前に、その前身のFSF

（金融安定化フォーラム）という組織があったのですが、そのときに自分もFSF事務局メンバーとして、四年間バーゼルで勤務しておりました。

二〇〇三年夏から二〇〇七年夏までなので、金融危機が起こる前に帰国することとなりましたが、当時のFSFでの経験や知見は、自分の現在の職務には大変役に立っていると思います。当時は事務局長も含めて数人程度の事務局でしたが、スタッフを大幅に拡充しつつあり、今は二十数名になつていて聞いております。また、今年FSBは独立の法人格を取得したところです。

さらに、FSBとは別に、国際基準設定主体と呼んでおりますが、BCBS（バーゼル銀行監督委）、IOSCO（証券監督者国際機構）、IAIS（保険監督者国際機構）、といった三つのセクターの国際基準を策定する設定主体が各業態ごとに存在しています。銀行、証券、保険分野の世界

の監督当局が、各々の分野で集まって様々な議論を行い、FSBに報告して、FSBがその報告を取りまとめて、G20に報告するという基本的な仕組みになっております。他方、G20サミットもしくは財務大臣・中銀総裁会合から、これらの基準設定主体に必要な作業の指示がなされるということも逆にあるわけです。

（IOSCO（証券監督者国際機構）の概要）

次のページ（資料7ページ）はIOSCOの概要及び取組みを簡単に御紹介させていただきたいと思っております。今年の三月まで金融庁の河野国際政策統括官がIOSCOの代表理事会の議長でございました。

IOSCOは世界の証券監督者の集まりですが、七ページの左側にありますが、一一五カ国もの国・地域の証券規制当局等で構成されており、

そこで証券監督に関する原則や指針といった国際的なルールをつくる国際基準設定主体です。

代表委員会と呼ばれる総会がありますが、その下に、英語では IOSCO Board と呼んでおりますが、実質的に中核となるメンバーが集まって議論する代表理事会という機関があります。IOSCO 代表理事会ができたのは二〇一二年五月ですが、その初代議長に金融庁の河野国際政策統括官が就任し、現在はオーストラリア証券投資委員会のメドクラフト委員長がこの議長を務めております。

代表理事会の前身として IOSCO の専門委員会 (Technical Committee) という委員会があります。まして、その議長を河野統括官は二〇一一年六月から二〇一二年五月まで務めておりますので、本年の三月まで代表理事会の議長と合わせて、約二年間、IOSCO の実質的な政策決定機関の議長

を務めていたこととなります。現在の IOSCO 代表理事会は、金融庁を含む三二当局から構成されており、基本的な政策決定・運営の全般にわたって意思決定をする中核機関となっております。

IOSCO 代表理事会の下には、特に途上国、新興国の様々な課題もしくは声を聞く目的で成長・新興市場委員会、さらに常設委員会として、開示や流通業者、執行といった各々の分野に応じて、第一委員会から第八委員会までが設けられております。さらに、米、欧、アジア、アフリカ・中東、四つの地域委員会が設置され、各地域毎に重要な課題について議論が行われております。この様に活動が多岐にわたる大きな組織となっております。

主な活動として四点挙げてあります。

最初は、先ほど申し上げた G 20・FSB 関連の

いろいろな課題もしくは報告といった金融規制改革に対する重要な議論に関わるものです。具体的には店頭デリバティブやシャドーバンキング等について議論されております。

二番目が、IOSCOとして国際原則や政策提言を策定しようというものです。例えば、格付機関の行動規範の策定や改定、ヘッジファンドの監督に係る原則の策定などに、取り組んでおります。こういった証券分野における国際基準や政策提言の策定を行っておりますが、これが二番目の大きな柱です。

三番目は、「証券規制における目的と原則（IOSCO原則）」という大原則をIOSCOは策定しておりますが、IOSCOには、新興国、途上国を含めて一一五とかなり多くの国・地域が参加しておりますので、そういう新興国、途上国をはじめとする各国において、このIOSCO原則

を広めるといった一種の啓蒙活動もIOSCOの重要な活動の一つになっていきます。

四番目は、基準を策定すると各国でそれを受けて執行していくことになりますが、法執行や規制監督における国際的な協力を推進することです。具体的には、例えば、多国間で情報交換の枠組みがありますが、そのようなマルチのMOUを今後なるべく広げていくといった活動があります。

（IOSCOの近年の取組みと課題）

資料八ページは、最近のIOSCOの取組みについての御紹介です。「近年の主要な取組み」としては、いわゆるLIBORを含む様々な金融指標に対して、最近様々な問題が出てきましたので、それについての最終報告書が今年の七月に公表されています。さらに九月には中央清算されないデリバティブ取引について、証拠金（マージ

ン）規制を導入しようということ、これもいろいろな議論が行われましたが、九月に最終報告書が公表されております。

「今後の課題」としてここに掲げておりますが、幾つか新しい取組み、課題もあります。

最初の「新しい取組み」は、IFRS（国際会計基準）の開発・適用について、各国での実施に当たっては、実施の整合性の確保が必要になります。すが、そのような観点から、IOSCOとIFRS財団という、IFRSの基準設定主体の上位にあるガバナンス機関との間で円滑な協力・連携を深めようといった取組みが進行しております。また、先ほど八つの委員会と申し上げましたが、その中のコミッティー８（C8）は最近新設された委員会であり、金融教育や投資家保護について議論を行っておりますがIOSCOとして、このような課題について、さらに重点を置いていくべき

ではないかという議論が行われております。さらに、取引のグローバル化に伴うクロスボーダー取引の増加等を踏まえ、クロスボーダー規制に係るタスクフォースが設置されました。クロスボーダー規制について各国で様々な規制上の相違がありますと、規制の重複や、抵触等といったいろいろな問題が生じますので、対処のためにどのようなツールボックスがあり得るか、今後議論される予定です。

「基金の設立」も、先ほど申し上げたいいろいろな新興国に啓蒙活動を行うという、いわゆるキャパシティ・ビルディングの一環の話ですが、今後IOSCOの中に基金を設けて、そこで新興市場国、途上国に対する必要な技術支援等の実施をしていくというものです。今後、資金の調達も含めて議論されていくことになります。

「新しいリスク・課題への対応」についてです。

近日中に公表になると思いますが、リスク・アウトロックというものを初めて公表しようとしています。これは、証券市場の中での潜在的なリスクを幾つか特定し、深く分析するもので、今後、おそらく毎年公表するようなイメージになると思います。初回レポートが近日中に公表されると思います。

さらに、「サイバークライム」や「クラウドファンディング」といった課題もあります。特にサイバークライムは、いろいろなサイバー攻撃が、金融システムの信頼性や効率性に深刻な影響を与え得ることを踏まえ、官民でラウンドテーブルなども行いましたが、この様なリスクにどのように対応していくかという課題です。また、最近のイノベーションの一つとしてのクラウドファンディングについて、今後何らかガイダンスを作成してはどうかといった議論もございます。

以上が新しい課題についてですが、IOSCOでは、これからも証券当局の間で議論をしていく課題が多々あるということだと思います。

二、バーゼルⅢ

(バーゼルⅢのポイント…自己資本の質・量の強化)

次のバーゼルⅢも技術的な論点がかなり多いので、ポイントだけ御説明しようと思います。

バーゼルⅢという場合、二〇〇八年に金融危機の教訓を踏まえて、国際的に活動する銀行について、適切なリスク管理を促して健全性を高めなければならないということで、自己資本の量と質の両方の向上を求めるような資本規制が重要であるということが合意されています(資料10ページ)。

もちろん自己資本の量、質のみならず、その他に流動性に関する規制等も議論されてきております。特にリーマンショックの際には、自己資本は十分存在したものの、短期金融市場が非常にボラティルで、流動性が枯渇してしまったという経験も踏まえ、流動性規制をどう設計するかというのは大きな課題です。さらにこれは自己資本規制の一つの補完という位置づけですが、レバレッジ比率をどうするかという議論が併せて行われております。そういう意味では、自己資本だけではなく、もう少し総合的な観点から、バーゼルⅢ枠組みに基づいた銀行の健全性強化策が現在検討されているということになります。

バーゼルⅢのポイントですが、先ほど申し上げた自己資本の量につきましては、①の自己資本比率の最低基準を引き上げることとなっています。「普通株式等[Tier]比率」とありますが、普通株

式の他は内部留保が主なものですが、その比率を二%から四・五%に引き上げる。つまり、質の高い資本の比率を十分に保っていただくということです。②は資本保全バッファーズです。自己資本の最低基準に加えて、資本保全バッファーズという一種の別途上乘せですが、それを求めています。ただ、これらを一挙に実施すると影響が大きいので、二〇一三年から二〇一九年にかけて段階的に実施することで、影響を抑えながら、実施していくという手順になっております。

次の「自己資本の質の強化」ですが、自己資本に算入できる条件を厳格化しておりますが、具体的には、例えば、劣後債なら何でもいいというものではなく一部の劣後債は自己資本には算入できないという点や、また、資本からの控除項目を拡大して、例えばソフトウエアといった一種の無形固定資産は資本から控除するといった点など、資

本の質の強化を併せて行っています。

(バーゼルⅢのポイント…段階的实施)

次のページ(資料11ページ)は、今申し上げたバーゼルⅢのポイントを図にしたものです。二〇一三年から始まりますが、先ほどの資本の最低水準は二〇一五年に四・五%に達し、二〇一六年から二〇一九年にかけて資本保全バッファが段階的に入って参ります。それから上のほうの点線で示しておりますのが、いわゆるG-SIBという、グローバルなシステム上重要な銀行に対する資本上乘せ規制です。これらを総合すれば、資本のイメージとしては、バーゼルⅡに比べて上乘せ部分がかなり追加されているということにはなるかと思えます。

(バーゼルⅢのポイント…流動性規制)

次に、「流動性規制」ですが(資料12ページ)、リーマンショックの際に短期金融市場が機能不全に陥ったため、多くの銀行で十分な資本を持つていたにもかかわらず、流動性が十分でないために資金繰りに困難が生じたということがありましたので、金融機関に流動性を十分に保有していただくための流動性比率規制を導入することが、二〇一〇年に決まりました。

この図にありますように、短期金融市場で調達をして、長期で貸出をするというケースを想定した場合、何も起こらない平時の状態であればいいのですけれども、金融危機時に短期金融市場において資金が流出することになると、長期貸出のために満期までに返済されない部分について、どう流動性を確保するかという問題が生じることになります。

次に、資料一三ページですが、流動性規制については大きく二つのイニシアティブがあります。

まず「流動性カバレッジ比率」(Liquidity Coverage Ratio)です。これは三〇日間のストレ期間に流出すると予測される流動性に見合う一定の適格流動資産を確保するという規制です。これも一氣に実施しますと影響が大きいので、二〇一五年は六〇%、それから徐々に引き上げて二〇一九年に一〇〇%というふうに、これも段階的に実施することになっています。これはどちらかと言えば、短期的な観点から、資産の流動性に着目したものです。

二番目は「安定調達比率」(Net Stable Funding Ratio)です。これはどちらかというと、長期的な視点から負債の安定性に着目したものと言えますが、十分な中長期等に安定的な調達(負債・資本)をすることを求めるもので、これは細

部は現在議論中です。「二〇一八年から実施見込み」と書いてありますが、基本的な考え方としては、例えば、一年以上の長期間固定するような資産に対しては、同程度、同期間以上の安定的な負債を求めるといったような考え方です。

(バーゼルⅢのポイント…レバレッジ比率)

三番目のバーゼルⅢのポイントが「レバレッジ比率」です(資料14ページ)。いわゆる自己資本規制比率がリスク感応的であるわけですが、そのようなリスクベースの規制を一種補完するような役割を果たすことが期待されています。リーマンショックの際、一部の銀行では、自己資本規制比率は必ずしも低くなかったけれども、レバレッジが非常に高かったことから問題が生じたという経験もありますので、リスクベースではなく、ある意味では簡易な指標ですが、自己資本規制比率

を補完するような指標が検討されています。

これも今まだ議論中でありまして、具体的にはBS上の総資産、オンバランスの項目とオフバランスのいろいろな項目を新定義のTier1との比率で考えていて、現在、試行期間として3%の比率でモニターすることになっています。試行期間の結果を踏まえて、さらなる検討をすることになっており、少し先になりますけれども、今のところは二〇一七年前半に最終調整をして、二〇一八年から実施するようなイメージです。

三、システム上重要な金融機関

(システム上重要な金融機関)

次に「システム上重要な金融機関」でございます。すでに申し上げたように、銀行に関して自己資本規制比率等は強化されましたが、システ

ム上重要な金融機関、特に一部の大手金融機関が公的資金で救済されたこと等に伴って、トゥー・ビッグ・トゥー・フェイル (too big to fail) な金融機関、「大き過ぎて潰せない」金融機関という一種のモラルハザードの問題が重視されたために、G20・FSBでは、システム上重要な金融機関、頭文字をとってシフィーズ (SIFIs) と言われていますが、このSIFIsの問題について検討が行われています(資料16ページ)。

まずは、二〇一一年のカンヌ・サミットで各国で整備すべき円滑な破綻処理の枠組みについて、一定の合意がなされたところです。グローバルなシステム上重要な金融機関について、一つは、一定の資本の上乗せをするという点ですが、それ以外にも、例えばG-SIFIs毎に当局間での監督協力の枠組みや、再建・破綻処理計画を策定していくといったような点がFSBで議論されてい

ます。

グローバルにシステム上重要な保険会社は、G—S I I sと呼ばれております。保険の関連では、過去にA I Gの問題がありました。このような非伝統的保険業務もしくは非保険業務を行っているような保険会社について、どのように考えるべきかということかと思えます。最近G—S I I sの保険会社のリストが公表されたところですから。

その他、例えば中央清算機関等の金融市場インフラにもG—S I F I sに当たるものがあり、そのようなグローバルにシステム上重要な金融市場インフラについては、最近のF S Bの報告で二〇一五年末までに破綻処理制度を導入することが期待されています。

次に、主に国内で活動する国内のシステム上重要な金融機関についてですが、銀行については

バーゼル委員会が二〇一二年一〇月に一つの枠組みとして一二の原則を公表しています。基本的なドメスティックなS I Bということで、D—S I Bsと言われていますが、国内のシステム上重要な銀行の選定や規制は、基本的には各国に任されており、これは今後検討されていく課題であると思います。

以上が銀行、保険等についてのシステム上重要な金融機関についての大きな枠組みであります。

(グローバルなシステム上重要な銀行(G—S I B s) 規制の概要)

資料一七ページは、G—S I B s (グローバルなシステム上重要な銀行)の概要になります。資料一八ページにリストがありますが、昨年公表されたG—S I B sは、二八行あります。バーゼル委員会のほうで、世界の七五社超の銀行につい

て、五つのリスク要因に対応した指標を挙げています。「国際的活動」、例えば対外債権債務がどうか。「規模」、つまり資産の規模、「相互連関性」、例えば他の金融機関に対して債権や債務をどの程度持っているか。「代替可能性」、その金融機関が破綻した場合に、他に代替する機関があるか。

「複雑性」、例えばOTCデリバティブのような複雑な取引をどれだけ行っているかといったような五つの指標に基づいて、一種の点数化をして算出しています。

昨年は二八行が選ばれていまして、三番目の項に五つのバケットがあるのですが、第五バケットの三・五%というのは空バケットになっています。このバケットに入っている銀行はないのですが、これは牽制効果を目指しているもので、例えば第四バケットに入っている銀行が、第四バケットに入ったら、その後は銀行は幾ら肥大化しても

いいのかといったら、決してそうではないということであり、今のところ入っていませんが、バケット1からバケット4の1%から二・五%までの資本の上乗せ比率がかかってくることになりました。ただ、バーゼルⅢの自己資本比率規制自体は、二〇一三年から二〇一九年までかけて段階的に実施されますが、G-SIBsは二〇一六年から二〇一九年の四年間かけて段階的に上乗せ規制が実施されていくような形になります。

G-SIBsの一覧を見ると、計二八行で、日本の三メガの銀行もバケット2に一行、バケット1に二行入っています。このリストは基本的に毎年更新される形になりますので、今ここに挙げられているのは二〇一二年一月公表のものです。また今年も更新されたものが公表されることになるとかと思っています。

(グローバルにシステム上重要な保険会社 (G-I S I I S) について)

次の資料一九ページは保険に関する話です。グローバルにシステム上重要な保険会社ですが、基本的に銀行と似たような選定基準ではあります。若干の違いがあります。先ほど少し申し上げましたが、銀行では「複雑性」と言っていた部分ですが、保険ではここに太枠でありますように、「非伝統的保険業務・非保険業務」を加えた五つのカテゴリーを設定しています。

この五カテゴリーのウェイトも、銀行では二〇%と全て同じでしたが、こういう非伝統的保険業務・非保険業務、さらに相互連関性の部分により重点を置いた形になっています。基本的に伝統的な保険業というのは、死亡保険等にみられるように、いわゆる決済機能等を持っていませんので、一般的には金融システムに与える影響は小さいと

考えられますが、例えば、先ほど申し上げたA I Gは、C D Sの引受業務を行っていたと言われており、こういった金融保証といった類の業務は、潜在的なシステミック・リスクがより高いので、高いウェイトを付してこのようなカテゴリーを設けております。このようなことを定めたメソドロジーが本年七月に公表されまして、併せて、そこに該当する保険会社に対してどのような政策措置が適用されるか、ポリシーメジャーも公表されています。

政策措置としては、まず「監督の強化」としては特にグループ連結監督をしっかり行うとか、流動性の管理計画を出すことを求めています。「破綻処理可能性の向上」としては、いわゆるF S BのKey Attributesと呼ばれる破綻処理の枠組みを満たすこと、例えば再建・破綻処理計画(R R P)の提出や、各国による協調監督を行う

といったようなことがあります。それから、「より高い損失吸収力の賦課」として、これも先ほどのG—SIBsでは資本の上乗せという話がありました。これに似たようなことを保険の分野でも実施していこうという方向になっています。

今回G—SIBsに選定された保険会社は、基本的に伝統的な保険業務も行っていますが、非伝統的保険業務・非保険業務を行うところがリスクの源泉であるということで、そういう業務を行う保険会社を重点的に捉えようという基本的な考え方になっています。ただ、保険の場合には、バーゼルⅡとかⅢといった健全性についての国際統一基準がありませんので、実は今後IAISという保険の国際基準設定機関で策定していくことが必要になります。ここでは二〇一五年末に基準を最終化して二〇一九年一月より適用開始と書いてありますが、ここはIAISにおいて今後作業が必

要になる事項です。

なお、資料二〇ページはG—SIBsの一覧です。九社ありますが、現時点で日本の保険会社の該当はありません。

（実効的な破綻処理枠組みに関する国際基準）

資料二一ページは、先ほども少し申し上げましたが、FSBの原則、これはKey Attributesと言われておりますが、二〇一一年一月に実効的な破綻処理枠組みの国際基準が公表されています。基本的にはまず金融機関の破綻処理について、納税者に損失を負わせることなく、システムリスクを防ぐ枠組みが重要であるという考え方に立っています。

このような基本的な考え方の下で、当局が有すべき破綻処理の権限が幾つか挙げられています。先ほど申し上げたG—SIBs毎の再建処理計

画の策定、破綻処理のしやすさ、つまり、実際に策定した破綻処理計画がどの程度実行され得るのかといった評価、それから当局間でG—S I F I s毎に監督の協力枠組み、クロスボーダーで活動している銀行や金融機関で特にこのような協力取極めが必要になると思います。また、破綻処理コストの負担方式として、破綻時に債権者に負担を負わせる方式（ベイル・イン）が選択肢の一つとして提唱されています。

資料二二ページは今回金融庁が国会に提出した法律、金商法等の一部改正の概要ですが、真中の部分の「金融機関の秩序ある処理の枠組み」についてです。ここは実際、預金保険法の改正という形をとっていますが、金融市場を通じて伝播し、实体经济に深刻な影響を与える金融危機を防ぐため、G 20の合意等を踏まえ、金融機関の秩序ある処理の枠組みを、銀行、保険、証券といった業態

を広げた金融業全体で制度整備するということが行われています。

四、シャドーバンキング

次に、これまで申し上げてきた銀行や保険といった規制業種ないし免許業種は、基本的に銀行部門の見直しが中心であったわけですが、こういう銀行等の伝統的な規制業種ではないものの、実質的に銀行に類似した信用仲介活動を行う様々な主体の活動を規制しないと規制の緩いセクターへ資金の流れがシフトしてしまう、規制の裁定行為が起きる可能性があるということで、影のバンキング（シャドーバンキング）についてどのように規制すべきかということがFSBを中心に議論されてきております（資料24ページ）。ヘッジファンドも一つの例ですし、MMF（信用度が高くて

残存期間の短い公社債などを中心に投資を行うファンド）は預金に代わる安全性の高い資金運用先として認識されています。資料二五ページに五つの大きなワークストリームが紹介されておりますが、この五つで全てというわけではありませんが、特に金融システム全体にリスクを及ぼしかねないと思われる分野がFSBを中心に議論されています。

まず、「銀行のシャドールバンキングへの関与」です。銀行と申しましたが、SPV (Special Purpose Vehicle)を活用したり、直接ヘッジファンド部門、シャドールバンキング部門に資金供与するといったこともありえますので、これもまだ議論中ですが、そういう場合の銀行の出資等に対するリスクの算定のあり方をバーゼル委で、議論しているのが最初の項目です。

次は、MMFの政策措置のあり方についてです

が、これは昨年IOSCOが報告書を出しています。

次に「他のシャドールバンキング主体」です。これは様々なものが入りますが、この中で特に、投資信託、貸金業、SPVとか、それぞれの経済機能に応じたリスクの把握、それに合った規制・監督のあり方に関する最終報告書が本年八月に出ています。また、各国当局間でそうした政策枠組みについて情報共有も行おうといった提言も出ています。

四番目の「証券化商品」ですが、欧米では、証券化商品の組成者等に対して、原則5%の原資産リスクの保有義務、いわゆるリテンション規制が課せられています。このような中、昨年IOSCOから、証券化商品の発行者等への適切なインセンティブ付与等の検討を求める報告書が公表されています。

五番目は「貸株・レポ取引」です。A I Gの際にもこういう議論がありました。貸株・レポ市場の透明性を高めるとともに、特にレバレッジ抑制のために、担保のカテゴリーごとの最低限の担保の掛け目等について議論がされています。これはまだ議論中ですが、来年春に最終報告書が公表予定となっています。

五、店頭デリバティブ規制改革

（店頭デリバティブ規制改革）

次に、店頭デリバティブ規制改革です（資料27ページ）。これも技術的にやや細かい点が多いので、なるべく全体を簡潔に申し上げたいと思いますが、二〇〇九年のG 20のピッツバーグサミットの際に三点重要な方向性が決まりました。O T Cデリバティブ取引が非常に不透明であるというこ

とを前提に、まず標準化されたO T Cデリバティブ取引については、第一に、適当な場合には、取引所または電子取引基盤を通じて取引をすること、第二に、中央清算機関を通じて決済すること、さらに、O T Cデリバティブ取引は取引情報蓄積機関（T R）に報告すべきということです。

この大きな三つの改革を二〇一二年末までに実施することが基本的に求められております。その趣旨は、O T Cデリバティブ市場の透明性を改善して、システムック・リスクを緩和し、さらに市場の濫用を防止することにあります。スワップやオプションといった金融派生商品が、取引所を通さずに、当事者同士が相対で直接取引するものから、どこでどのような取引が行われているのかよくわからないという問題意識が元来あり、市場の透明性を高めようというのが基本的な趣旨です。

日本でもピッツバーグサミットの提言に沿って法整備が進みました。二〇一〇年の金商法改正で、中央清算機関に一定の取引を清算集中させるという清算集中義務が定められました。それからOTCデリバティブ取引を取引情報蓄積機関等に報告すべきという、取引情報の報告義務等を規定し、二〇一二年一月から実施しています。これは日本が、二〇一二年一月段階ではG20国の中で一番最初に実施したものです。米国は、清算集中義務は、今年の三月から順次適用され、欧州に関しては、清算集中義務も取引情報の報告義務もまだ開始されておらず、どちらも来年に入ると思われます。

また、二〇一二年の金商法改正において、流動性が高い等の一定のOTCデリバティブ取引は、電子取引基盤の利用を義務付ける条項が盛り込まれましたが、これは昨年の九月に成立したところ

であり、現在政・府令を策定すべく調整中です。

ただ二〇〇九年のサミットでは、二〇一二年末までにOTCデリバティブ改革を実施するという段取りになっていましたが、実際にはG20国の中でも足並みが必ずしも揃ってはいない状況であり、実施時期が微妙にずれてきています。その実施時期のずれにより、規制上の裁定の問題等、いろいろな問題を引き起こす懸念も生じてきております。

次のページ（資料28ページ）はやや細かい内容になりますが、簡単に申し上げます。現在、日本は清算集中義務を実施したと申し上げましたが、対象となるのは、左側の下の点線の部分は、取引規模が大きくて流動性も大きい円金利スワップ、特にプレーン・バナラ型で、三カ月、六カ月LIBORを参照とする取引が一つであり、もう一つはiTraxx Japanとこう、日本企業の代表的な

五〇社を指数化したCDS指標がありますが、この二つについて清算機関の利用を義務づけています。

取引情報保存・報告義務については、基本的に幅広いOTCデリバティブ取引が対象となっております。

日本は清算集中義務をG20国の中で一番最初に開始したのですが、現在、日本証券クリアリング機構(JSCC)という清算機関で、今申し上げたような円金利スワップ等の清算集中がなされておりますが、清算機関参加者という形で清算機関に直接ぶら下がっており、規模の大きい金融商品取引業者等の間の取引が清算集中義務の対象になっていきます。

現在、清算集中義務の対象者は二十社強ですが、今後クライアント・クリアリングという、直接参加者にぶら下がる間接参加者として清算集中

するという制度がJSCCで開始されることを考慮した上で、対象義務者を拡大することも考えていかなければいけませんし、現在は円金利スワップとCDSだけですけれども、どう対象商品を広げていくかという点も今後の要検討事項です。今は金商業等の登録がある金融機関ですが、カウンターパーティーとして外国の金融機関が含まれる取引にまで拡大するかどうか、クロスボーダー取引に義務をかけるかどうかという点も、今後検討しなければならない課題であると思います。

(クロスボーダー取引に係る米国店頭デリバティブ規制案について)

資料三〇ページはOTCデリバティブに関するクロスボーダー取引の関係で、最近G20でもいろいろ議論になっております。CFTCという米国

の商品先物取引委員会があり、昨年七月にクロスボーダー取引の解釈ガイダンス案を公表しました。これによりますと、一定程度（過去一年間の想定元本が八〇億米ドル）を超える取引をしている外国の金融機関は、CFTCへの登録が必要となる等、CFTCの規制に服さなければなりません。つまり、例えば、日本の金融機関の本店であつても、「米国人」である米国の金融機関とOTCデリバティブ取引を行い、かつその取引量が八〇億米ドルを超える場合は、CFTCへの登録が求められます。

日本の金融機関は日本の規制下にございますから、CFTCに登録をすると、日本の金融機関には二重の規制、さらには場合によっては本国の規制と抵触するような規制が課せられるということことで、日本をはじめ諸外国も、こういう域外適用は問題であり、基本的に相手国にも同様の規制が存

在する場合には、それを信頼すべきということを主張するため、昨年八月以降、当局としても、日銀と共にCFTC宛にコメントレターを発出したり、また、米国議会下院の農業委員会で証言を行いました。レターも一回ではなく閣僚級を含め、複数回発出するなど、様々な方策をとってまいりました。

（米国財務長官宛共同レターの発出）

こうしたレターの中で、相手国の規制を最大限信頼すべき、また規制の重複や過剰規制を回避すべきと主張しておりましたが、なかなか改善が見られないので、すでに四当局の大臣レベルのレターを去年一〇月に一度発出しておりましたが、さらに本年四月には一〇当局の大臣名で、CFTCの委員長宛にレターを発出しました（資料31ページ）。ここでも同様の主張をしています。

規制の重複・抵触を避け、さらなる国際協調が必要だという点と、CFTCには各国の規制が同等であり、それに依拠していれば、米国の規制を満たしたものとみなす制度はあるのですが、その適用範囲が広くないので、それをさらに拡大してほしいという要請や、また、各国の規制を評価する場合には、自分の規制を金科玉条の尺度として評価されてしまいますと、米国と全く同一の規制を有する外国は存在しませんので、国際的に合意された国際原則を基準に評価してほしいという点や、細部は異なっても、規制の全体の効果が同様であれば十分ではないかという主張をしています。さらに、もしどうしても外国金融機関に規制をかける場合には、あわせて、適切な暫定措置や暫定期間を設けるべきだと主張しております。

(G 20サミットコミュニケーション等)

先月のサントペルブルクG 20サミットでは、資料三二ページの下線部分ですが、本国の規制枠組みを十分尊重しつつ、効果の類似性に基づいて、国によって差別されることなく、相互の規制及び執行枠組みの質によって正当化されるときには、相互の規制に委ねることを可能とすべきという合意がされています。

ただ、店頭デリバティブ規制はかなり技術的な面を含むので、実際はOTCデリバティブ改革に係るクロスボーダー問題を議論する主要当局者会合がございまして、この会合は日本も含む一二の当局、欧州、アメリカ、香港、シンガポール、オーストラリア、スイスなどの当局が入るトップレベルの会合で、非公式な会合ですが、そこで実質的な議論をしながら、先般も九月にG 20向けにレポートを提出したところです。

(欧州規制との同等性評価について)

資料三三ページは「欧州規制との同等性評価」についてです。先ほど米国の同等性評価について申し上げましたが、実は同等性評価が、現在、欧州とアメリカにおいて両方同時平行で進んでいます。欧州の金融規制である E M I R (European Market Infrastructure Regulation) の中で、CCP等に対する規制が定められております。

欧州では、欧州域内の金融機関、ここでの金融機関の中には、法的一体性の観点から、その海外支店も含みますが、それには日本における支店も入ります。そういう欧州の金融機関に清算サービスを提供する欧州の域外国の CCP、いわゆる外国 CCP は、例えば日本なら日本規制と欧州規制が同等であることを前提に、ESMA (欧州証券市場監督局) という EU 証券当局による認証が

ないと、日本の CCP は欧州の金融機関に清算サービスを提供することができないということになっています。

ESMA による認証には、まずその前提として、欧州委員会 (EC) において、外国の CCP 等の法規制が欧州規制と同等であると評価される必要がありますが、本年九月一日に ESMA がそれに関する技術的助言を欧州委員会に提出し、第一陣として日本と米国が対象となりました。さらにオーストラリア、香港、シンガポール、スイス等の第二陣の結果は一〇月一日に公表されました。

多数の構成国から成る欧州においては、規制の相当細かい部分まで、法令ベースに規定しない限り、それだけの多数の国を同一規制に服させることが容易ではないため、規制のかなり細かい部分まで法令ベースに規定されています。

他方、日本の場合、もちろん法律にはまずしっかりと根拠があり、関連の政・府令も策定されていますが、細則の部分は、CCPが策定する業務方法書等かなり規定されておりあります。もちろん、業務方法書は、CCPが勝手に策定しているものではなく、金融庁が事前に承認をしないと効力が発生しませんし、もしそれに反した業務を行っている場合には、法令上の行政措置の対象にもなりうるという意味では、まさに法令の一環をなし、法的拘束力を有するものではありませんが、その点を欧州当局に理解してもらうのには、それなりの時間を要しました。

現状についてはここに書いてございますが、ESMAからは、日本の清算機関に係る法令及び監督・執行制度は、欧州規制と概ね同等の内容がCCPの業務方法書等で規定されているような日本の清算機関については欧州規制と同等とみなせる

という評価をもらっております。

ESMAの技術的助言は欧州委員会に既に提出されており、今後欧州委員会において、これを受けて、同等性評価の最終決定が行われる予定です。これと並行して、日本の場合には、複数のCCPがESMAに現在認証申請をされていますので、その審査が始まっていくことになります。

米国については、先ほど申し上げましたが、米国のCFTCにスワッププレイヤーとして登録した日本の金融機関が日本の規制に服しておけば米国の規制を遵守したとみなせるように、米国規制と日本規制がその効果において同等であることを議論する必要があります。本年一二月二日がその期限となっています。ただ、現在、米政府が閉鎖中であり、CFTCが事実上動いておりませんので、今後どうなるか、我々も気にしているところであります。

また、先ほど申し上げた日本のCCPであるJSCCは、今後米国の清算機関として登録する必要があります。なぜかと申しますと、JSCCは日本で免許を受けて業務を行っていますが、例えば米国金融機関が日本の金融機関とクロスボーダーで取引を行いたいという場合に、JSCCが米国の清算機関としての登録を受けておりませんと、米国金融機関はJSCCにおいて清算することができないこととなりますので、日本とアメリカの両国で登録されているような共通の清算機関が必要であり、JSCCの米国清算機関としての登録を年末までに行うことが求められており、現在米国当局と議論中です。

(BCBS—IOSCOによる中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の概要)
次に、いわゆるマージン規制についてです(資

料34ページ)。今までは標準化されたOTCデリバティブについては中央清算すべきだという議論ですが、どうしても中央清算されないOTCデリバティブ取引が残ってしまいます。そのような取引については証拠金(マージン)を賦課しようという基本的な考え方でありまして、これがIOSCOとバーゼル委員会との共同作業で行われ、本年九月に最終報告書が公表されています。この作業に日本は積極的に参加しましたが、今年と昨年、パブリックコメントが二回実施されています。

その中で、特に日本として主張したのは、マージン規制の適用対象となる取引類型は、基本的には中央清算されない全てのデリバティブ取引ですが、現物決済型の為替スワップ・フォワードは特に短期のものですし、決済リスクの防止という観点からもCLS(Continuous Linked

Settlement) というシステムもあるので、このような取引は除くべきではないかということです。こういう主張を日本や米国も行った結果、対象外と整理されました。

また、後で出て参りますが(資料35ページ)、実施時期も当初案では二〇一五年一月とあったのを、二〇一五年十二月と約一年後ろ倒しになりました。

また、基本的に適用対象としては全ての金融機関もしくはシステム上重要な非金融機関となっております。ただ、何を金融機関もしくはシステム上重要な非金融機関というかは、各国に任されています。従って、先ほどのクロスボーダーの話になりますが、今後どのように各国間でクロスボーダー規制の調整を図っていくか、国際調整を行っていくかも一つの重要な課題となります。

証拠金規制の実施時期は二〇一五年十二月であ

りますが、当初証拠金の授受は新しい規制であり、二〇一五年十二月という実施時期に加え、規模の大きい対象期間から適用する、つまり、二〇一五年十二月は、想定元本が三兆ユーロ以上の適用主体同士の取引から始まり、二〇一九年まで、当初証拠金の授受の義務付けが段階的に適用されることになっています。そういう意味で規制を一挙に入れる影響をなるべく緩和させようとしています。ただ、変動証拠金、日々のマーケットの変動をカバーする証拠金については段階的適用はせず、二〇一五年十二月まで二年強の猶予期間のみ設けられています。

証拠金規制は、今後金融庁において、制度整備も含めどのように対応していくか検討していくこととなります。先ほど申し上げたクロスボーダーにおける国際的な協調については、二〇一四年に証拠金規制の適切性を評価するモニタリンググ

ループが設置されることになっており、ここでは流動性に対する影響度合いや、今申し上げたクロスボーダーの国際調整の点も含めて議論が始まることとなりますので、金融庁としても引き続きしっかりと関与して参ります。

六、LIBOR問題に端を発した 金融指標を巡る問題

(LIBOR問題とは)

次にLIBOR問題についてです(資料37ページ)。この一年ぐらいの間、金融指標という、金融機関の金融システムの信頼性・透明性を確保するべき指標が、逆に不正に操作されていたということで、信頼性を回復するにはどうすればいいかという議論が、国際的にも各国レベルでもなされています。

英国のLIBOR(ロンドン銀行間取引金利)は、呈示行が自身の信用力を反映した調達可能レートを、英国銀行協会(BBA)で集計し、公表していました。この問題に対して、ウィートリー氏という現在の英国FCAの長官が中心となって、LIBORの改革案について二〇一二年九月にウィートリー・レビューという報告書が公表されました。その中で、実際の取引レートに基づかないような金利が呈示されたり、銀行もしくは銀行の行員に不正操作の余地があるおそれであるとか、LIBORの運営機関もしくは呈示行内でのガバナンスが脆弱であることなど、幾つかの課題が指摘されました。この報告書も踏まえながら、現在各国で不正行為等にとのように対応するかという議論がなされてきたというのが大きな流れです。

(LIBOR等に関する不正行為等への対応)

当庁の対応は資料三八ページにあります。二〇一一年一二月に、証券取引等監視委員会の検査を受けて、金融庁は各国に先駆けて、シティグループ、UBSに対して行政処分を行いました。

さらに、RBSに対しても、トレーダーが、円金利のデリバティブ取引を有利にする目的で、円LIBORの呈示担当者に不正な働きかけをしていたということ、行政処分を行っています。

二〇一二年以降、英米当局がバークレイズ、UBS、RBS等に課徴金の支払い等の命令を出すなど、各国当局による行政的な対応が行われてきております。

(金融指標の改革を巡る最近の動き)

金融指標改革を巡る動きで大きく二つの流れがあります(資料39ページ)。国際的な基準設定主

体等における改革と各国・地域における改革です。国際基準設定主体等における検討は、IOSCOとFSB、各国レベルでは、欧州委員会、英国財務省、また、日本では、金銀協がLIBORのあり方について中間取りまとめを公表しています。

(IOSCOの金融指標に関する最終報告書)

IOSCOの金融指標に関する最終報告書(資料40ページ)は本年七月に公表されましたが、幾つかの原則が提示されております。利益相反の有無等に関する運営機関のガバナンス、運営機関は適切に説明責任を果たすべきであり、独立の監査人を選任するという点や、透明性の観点から、指標の算定手法の公表、採用根拠の提示等、重要と考えられる原則が挙げられています。もちろん各国、それから指標によっても、状況は異なるの

で、決していわゆるワンサイズ・フィッツ・オールのアプローチはとっておらず、柔軟性のあるアプローチとなっています。当局はこれらの原則を勘案して、規制の導入が必要かどうかを検討することになっています。

(金融指標改革に関するFSBの動き)

IOSCOの報告書は、金利の指標のみならず、例えば株式の指標等の幅広い金融指標を取り扱っておりますが、FSBにおいては、グローバルな金融システムにおいて最も基本的な役割を果たす金利指標である、LIBOR、EURIBOR、TIBORについてガバナンス等の評価の調整や、代替指標の候補等について検討が行われる予定となっております(資料41ページ)。既に公的部門運営グループという、FSBの中の当局が集まった会議と、MPG (Market Participants

(Group) という、日本からの参加者も加わった会議が立ち上がっております。例えば、代替指標の候補が一つの検討事項となっておりますが、代替指標と申しまして、そう容易に見つかるものではないと思われますし、また、代替指標への移行の問題がある等、いろいろな課題がありますので、民間の市場参加者のグループの御意見も聞きながら、FSBで議論するというプロセスが最近立ち上がっております。

(EU市場阻害行為規制規則改定案の承認)

ここでご紹介しているEUの動きとしては、EUのインサイダーや相場操縦取引の規制において、こういう金融指標に関する不正も対象に加えているというのが資料四二ページです。

(欧州委員会による金融指標に関する規則案)

資料四三ページは欧州委員会による金融指標に関する規則案についてですが、これは英国のウィットリー・レビューと、IOSCOの金融指標に関する原則を取り入れたようなものと考えられます。

(LIBOR運営主体の移管)

英国財務省は、本年七月、LIBORの運営を、英国銀行協会からNYSEユーロネクストの子会社に移管すると発表しています(資料44ページ)。来年初めぐらいまでに完全に移管される予定と聞いています。

(TIBORの運営の在り方に関する全銀協中間取りまとめ)

日本では、TIBORは全銀協において中間取

りまとめが七月に公表されています(資料45ページ)。今後国際的な議論の状況も踏まえながら、さらに具体策が検討される予定と聞いております。

七、LEI(取引主体識別子)

LEI (Legal Entity Identifier) は、二〇〇八年の金融危機の際に、OTCデリバティブ市場の透明性の欠如という問題意識に対応するため、個人を除く世界の金融取引主体について、各主体に唯一無二のユニークな識別番号を定めようという国際的なプロジェクトです。これは、二〇桁の数字とアルファベットを組み合わせた世界共通の方式による番号ですが、そういう番号を付せば、例えばOTCデリバティブの取引情報報告のときに、どの取引主体とどの取引主体の取引という形

で番号による特定が可能となり、それを集計すれば、どの程度システムック・リスクがあるかを把握するのに有用ではないかという文脈で発展してきた議論です。特に米国、欧州では、OTCデリバティブの取引情報報告について、LEIの使用を規制で求めようという方向性が示されております（資料47ページ）。

これまでのG20サミットや、G20の財務大臣・中央銀行総裁会議においても、グローバルにLEIの使用促進・推奨をすべきという支持が表明されています。今年の一月に当局間のLEI規制監視委員会（ROC）が設立されまして、自分がその副議長に就任致しました。現在主に議論しております点は、取引主体にLEIを付番するというコンセプトはよいのですが、誰がどのようにに付番するのかという全体的な仕組みのガバナンスに関する点です。つまり、ある一民間主体が勝手に付

番しているということではなく、先ほど申し上げたLEI規制監視委員会という当局間の組織の下に、LEI公益財団を設立して、そこに実際のオペレーションを担当する中央業務機関の運営を担わせようという計画になっています。

このようなLEI財団を設立するには、その定款の策定や、財団の取締役の選定、必要な資金の調達方法等が当面の重要な課題となります。この資金調達も現在の状況においては、当局から資金を拠出するのは難しい面もあるので、例えば慈善財団から当面の運営資金の寄付を受けてはどうか等、いろいろな議論を現在行っています。例えて申し上げれば、国際的な会社を一から設立するようなプロジェクトであり、また前例もないので、当局間で日々いろいろと議論を重ねながら進めております。出来るだけ早期に、まずLEI財団の設立を実現したいと考えており、その際には日本

にもぜひ財団の取締役会の取締役の一員として参加していただければと思っております。

グローバルなL E Iシステムは公共的なインフラであり、現在複数の国でこういう識別番号を発行する国内業務機関を各々立ち上げつつある状況ですが、今後L E Iが大規模な国際的な公共インフラへと発展する段階に至れば、O T Cデリバティブの取引情報報告だけにとどまらず、将来的には様々な用途に利用される可能性もあるのではないかと思います。

八、各国独自の銀行規制改革の取り組み

(米国・ボルカー・ルールの概要)

次は、各国独自の銀行規制改革の取組みについてです。これには幾つかありますが、一つ目は、

各国の独自の規制が他国の市場やその参加者に意図せざる影響を与えてはいないかという観点で、特にいわゆるボルカー・ルールが議論になっております(資料49ページ)。これは、日本国債を含む金融商品について、六〇日以内の自己勘定取引の禁止や、また、プライベート・エクイティやヘッジファンドに対する投資も、少額投資以外は禁止される等の規制が、米国に拠点を持つ外国銀行グループの本店にまで適用されるような仕組みになっています。

(我が国のボルカー・ルールに対する考え方)

金融庁も、日銀と連名でこのような域外適用をなくすよう、米国当局宛にコメントレターを発出しました(資料50ページ)。また、ボルカー・ルールにおいては米国の国債、政府機関債及び地方債はその規制から除外されているのですが、外国の

国債は除いていないということで、日本国債も除外すべきであるという点や、ドル資金供給として重要な役割を果たす短期の為替スワップも適用除外とすべきという点等、幾つかの点を強く主張しています。

（米国外国銀行規制案の概要）

米国の外国銀行規制案については、最近FRBの規制の一つとして、規制案が公表されました（資料51ページ）。これは金融危機の経験の中で、外銀に対する健全性もしくは流動性規制をもう少し強化したいという米国の考え方に基づくもので、二〇一五年七月から適用する見込みとのことですが、例えば外銀の米国現法の資産が合計一〇〇億ドル以上の場合には中間持株会社の設置を義務付ける、また、外銀の米国支店・現法の資産が合計五〇〇億ドル以上の場合には、在米国支店に

も流動性規制を課した上で、本店のストレステストの結果について、FRBに報告を求める、本店と中間持株会社の健全性指標に基づき、米国は早期は正措置をとることが可能、などといったような内容の規制案です。

当庁はこの規制案についてもコメントレターを発出しています。例えば母国当局と米国の規制・監督が概ね整合的であるような場合等には、母国当局の規制と監督に委ねるべきではないか、また、規制案では、資産規模ということを重視しているのですが、短期で調達して、レバレッジが高く、トレーディング勘定が大きいような投資銀行と、伝統的な商業銀行とでは、ビジネスモデルが異なるので、一律には論じることができないのではないかと、さらに、流動性規制を在米支店に課したり、早期は正措置の実施にあたっては、母国当局との関係をどう考えるかといった問題があるの

で、母国当局と事前に協議する柔軟性を持つべきだということ等を主張しています。これは一国の措置が他国にも予期せぬ影響を生じさせるような一つの例で、我々も十分に注視しています。

（英国：銀行改革に関する法案）

欧州におきましても、具体的な枠組みは異なりますが、英国ではいわゆるヴィツカーズ・レポートに基づいて法案が議会に提出されています（資料52ページ）。預金受入業務を行う、英国で設立された銀行に対し、主体として行う投資を禁じること等が骨子ですが、預金受入等のコア業務、これは今後明確化されるようですが、コア業務を行うものをリングフェンスして、切り離すという規制案が検討されています。

（EU：銀行セクターにおける構造改革 リーカ
ネン委員会報告）

EUにおいても、リーカネン・フィンランド中銀総裁を委員長とするハイレベル専門家グループにおいて、自己勘定取引などリスクのある業務は別個の事業体に分離すべきという趣旨の報告書が欧州委員会に対して提出されております（資料53ページ）。欧州委員会が今後これをどのように扱うかについては必ずしもよくわからない部分はありますが、このように、各国独自の規制が他国に影響を与え得るような事例も最近出てきているので、金融庁としてもよく注視しているところでございます。

おわりに

非常に駆け足になってしまいましたが、金融庁

としては国際金融規制改革の議論にこれまでも貢献して参りましたが、今後とも主導的な役割を果たして参りたいと存じますので、引き続き御指導をいただければと思います。ありがとうございます。（拍手）

森本理事長 水口参事官、国際金融規制改革の最先端の動向についてのお話をありがとうございます。

時間は少し押していますが、幾つか質問を受けたいと思います。何かございませんでしょうか。

質問者 A 貴重なお話をありがとうございます。また日ごろから、外資系を含む日本の金融業界の観点からいろいろ大変御尽力をいただいております。感謝しております。

一点質問ですが、資料三三ページの一番下の「参考」のアメリカのドッド・フランク法について

て、現在の焦点は、サブステイテューティッド・コンプライアンスをCFTCが日本について認めてくれるかどうかというところが実務的に大変重要になっているわけですが、この点についても当局の力があってこそだと思いますので、そこは引き続き民間ベースに委ねるのではなく、御当局も御支援いただけるといことでよろしいでしょうか。

水口 ご指摘の点は、全くおっしゃるとおりでありまして、CFTCの代替的コンプライアンス措置の申請方法はいろいろな方法が認められているのですが、基本的に金融機関が申請するという形式をとっています。ただ、法令の同等性評価自体については申請金融機関ではなく、当局同士で行うべきものですので、今まさにCFTCと当局間での議論、交渉になっております。そこは引き続き当局としてしっかりと行っていききたいと思いま

す。

森本理事長 ほかにもう一問ぐらいいかがでしょうか。

質問者B 詳細なお話をありがとうございます。私の勉強不足かも知らないのですが、マネーマーケット・ファンドに関するルールですけれども、アメリカとヨーロッパでは出ているように思っているのですが、日本で固定のNAV（純資産総額）に対して、何らかの損失補償のための3%の引き当てというような議論というのは、今後の課題なのでしょうか。あるいはもう既に整理がついているということでしょうか。

水口 昨年一〇月にIOSCOの最後に報告書が出まして、この報告書を踏まえて今後どのようにするか、一部は対応済みと理解しておりますが、引き続き検討中の段階かと思えます。

森本理事長 それでは、ちょうど時間となりました。

た。本日は、水口参事官、本当にお忙しいところをありがとうございます。（拍手）

（みずぐち じゅん・金融庁総務企画局参事官 国際担当）

（本稿は、平成二五年十月七日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。）

水 口 純 氏
(金融庁総務企画局参事官 (国際担当))



略 歴

2011年8月より現職。

店頭デリバティブ規制改革、金融市場インフラ、国際証券等を巡る国際的議論、及び米国や EU 等との二国間金融協議を主に担当。

2013年にグローバル LEI 規制監視委員会 (Regulatory Oversight Committee) の副議長に就任。

1987年に大蔵省に入省後、予算、税制、国際金融に関する、また、金融庁にて検査・監督に関する役職を歴任。前職は財務省国際局調査課長。

1994年～1997年フィリピン・マニラにてアジア開発銀行 (ADB) の総裁補佐官、
2003年～2007年スイス・バーゼルにて国際決済銀行 (BIS)・金融安定化フォーラム (FSF) の事務局メンバーとして勤務。

1987年 東京大学法学部卒業。

1991年 米ハーバード大学ケネディ行政大学院 公共政策学修士号取得。

「国際金融規制改革の最近の動向」



平成25年10月7日

金融庁

* 本資料の意見にわたる部分は、説明者の個人的な見解です。

目次

1.国際金融規制改革の動き	2
2.バーゼルⅢ	9
3.システム上重要な金融機関	15
4.シヤドーバンキング	23
5.店頭デリバティブ規制改革	26
6.LIBOR問題に端を発した金融指標を巡る問題	36
7.LEI(取引主体識別子)	46
8.各国独自の銀行規制改革の取組み	48

1. 国際金融規制改革の動き

国際金融規制改革

リーマンショック(2008年9月)
世界的な金融危機へ発展



G20首脳会合(2008年11月ワシントン～)
危機防止のための金融規制改革の推進

1. 国際的な金融規制改革の進捗

- ① バーゼルⅢ(国際的に活動する銀行の自己資本規制・流動性規制)
- ② システム上重要な金融機関への対応(「大きすぎて潰せない金融機関」に対処するための上乗せ規制等)
- ③ シヤドーバベッキングの規制・監督の見直し(ヘッジファンド、ポンパベック等による銀行類似の活動への規制)
- ④ 店頭デリバティブ市場の透明性・安定性向上のための改革(取引所外のデリバティブ市場をより安全に)

2. 日本の主張

- 中長期的に強固な金融システムを構築
- 実体経済への影響に配慮(バランスのとれた規制、十分な経過期間)
- 国際的な合意は着実に実施

3. 各国独自の金融規制改革の問題

他国の金融機関・市場に不測の影響を与えかねない各国独自の規制の動き

金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み～G20首脳会議

金融市場の混乱が世界的な経済危機に発展

2008年9月 リーマンショック



危機の発生元となった先進国だけでなく、エマージング諸国を含めたより広いメンバーで危機対応を議論する必要性

2008年11月 ワシントン・サミット

2009年4月 ロンドン・サミット

2009年9月 ピッツバーグ・サミット

2010年6月 トロント・サミット

2010年11月 ソウル・サミット

2011年11月 カンヌ・サミット

2012年6月 ロスカボス・サミット

2013年9月 サンクトペテルブルク・サミット

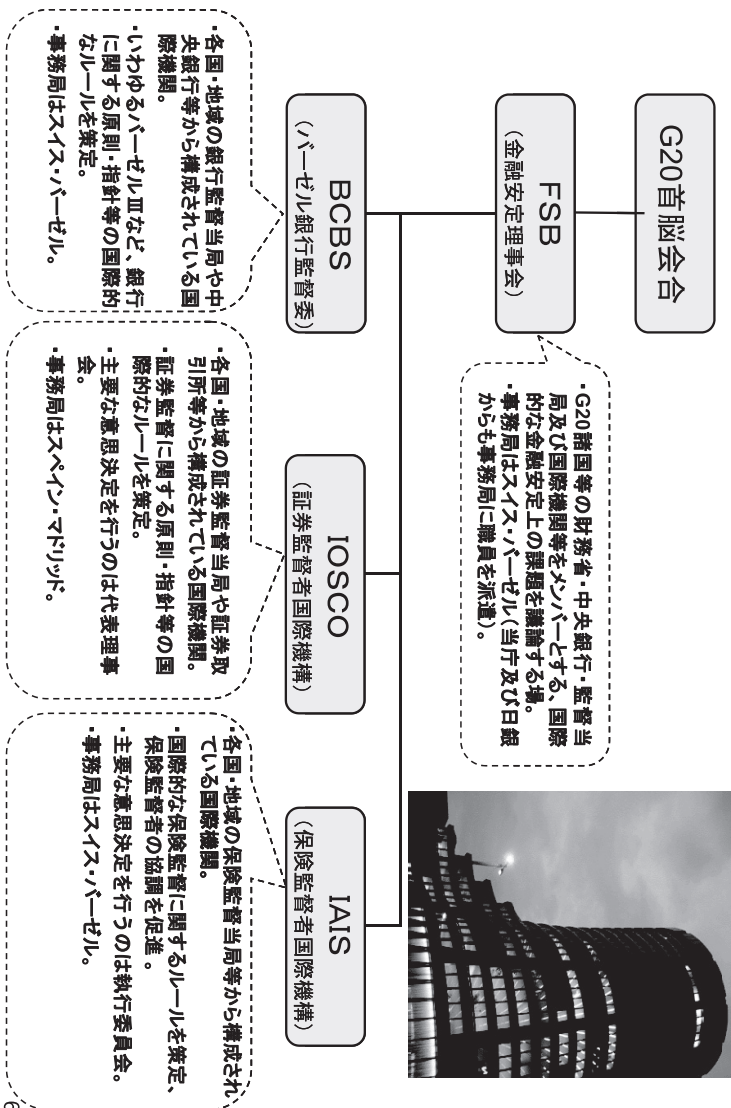
2014年11月 グラスベッジ・サミット（予定）

G20サントペルブルクサミット<2013年9月5-6日>

金融規制改革について、金融危機後の5年間の取り組みを高く評価する一方で、未だ必要な改革は終結していないとの認識に立ち、更なる推進が合意された。

1. バーゼルⅢや店頭デリバティブ市場改革等の国際的な合意の完全な実施へのコミットを再確認
2. 店頭デリバティブ市場改革の実施について、規制当局が、本国の規制枠組みを十分尊重しつつ、効果の類似性に基づいて、国によって差別されることなく相互の規制及び執行枠組みの質により正た化されるときは、相互の規制に委ねることに同意
3. シヤドー・ベンキングの監視・規制に関し、問題となる主体や活動について、そのもたらすシステムリスクにふさわしい、強化され、包括的な監視・規制に向けた早急な進捗のための明確な期限や行動に係る作業を記載した明確なロードマップ(付属書)に合意
4. 金融機関の破綻処理に関し、FSB(金融安定理事会)に対して、他の基準設定主体と協議しつつ、①2014年末までに、グローバルなシステム上重要な金融機関の破たんの際の損失吸収能力の充実性に関する提案を評価し、策定するよう要請
②2013年末までに、グローバルなシステム上重要な非銀行・非保険金融主体を特定するためのメソッドロジー(市中協議案)を策定するよう要請
5. 金融指標改革のための作業を調整するFSBの公的部門運営グループの設立を支持
6. 規制改革の進展が新興市場・発展途上経済に与える影響について、FSBが引き続きモニタリング・分析し、報告することを奨励
7. その他、会計基準の収斂、金融機関による格付への過度な依存の低減等の各金融規制改革の課題の更なる進捗を期待

金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み



IOSCO(証券監督者国際機構)の概要

IOSCO(証券監督者国際機構)

- 115か国・地域の証券規制当局等にて構成され、証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールの策定等を行う国際機関

代表委員会

代表理事会

(議長:オーストラリア証券投資委員会(ASIC)ボクワット委員長)

- 金融庁を含む32当局にて構成
- IOSCOにおける政策決定・運営の全般に係る意思決定機関

成長・新興
市場委員会

各分野ごとの政策委
員会・作業部会

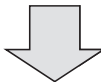
IOSCOの主な活動内容

店頭デリバティブ・シヤボーバン
キング等、G20・FSBIにおける重
要な金融規制改革に関する議論
に参画

格付機関・ヘッジファンド等、証
券分野における国際基準や政策
提言の策定

「証券規制における目的と原則」
(IOSCO原則)を策定するとともに、
新興国市場をはじめ各国におけ
る原則の実施を支援

法執行や規制監督における国際
協力を推進



IOSCOの近年の取組みと課題

1. 近年の主要な取組み

- ①「金融指標に関する最終報告書」
2013年7月17日 公表
- ②「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」
2013年9月2日 公表

2. 今後の課題

- ①新しい取組み
 - ・IFRSの開発・適用に係るIFRS財団との連携
 - ・C8(金融教育・投資家保護)
 - ・クロスボーダーTF: 2014年Q1に市中協議及びRTを予定
- ②基金の設立
 - ・新興市場国当局のキャピタルビルディングのための公的機関等からの出資による基金
- ③新しいリスク・課題への対応
 - ・リスク・アウトlookの公表(近日中)
 - ・サイバーセキュリティ
 - ・クラウドファンディング

2. バーゼルⅢ

バーゼルⅢのポイント：自己資本の質・量の強化

- 金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行について、適切なリスク管理を促し健全性を確保するため、自己資本の質・量の向上を求める自己資本規制の強化等に合意(2013年から2019年にかけて段階的に実施)。

バーゼルⅢのポイント

◇ 自己資本の量の強化:

- ① 自己資本比率の最低基準の引上げ
 - 普通株式等Tier1比率2%→4.5%
 - Tier1比率 4%→6%
 - 総自己資本比率 8%を維持
- ② 資本保全バウチャー(2.5%)の創設
(参考)
 - 普通株式等Tier1比率 計7%
 - 総自己資本比率 計10.5%

◇ 自己資本の質の強化:

- ① 自己資本に算入できる条件の厳格化
(一部の劣後債は自己資本に算入不可)
- ② 資本からの控除項目の拡大
(無形固定資産等を資本から控除)

◇ 段階的实施:

2013年から2019年にかけて段階的に実施

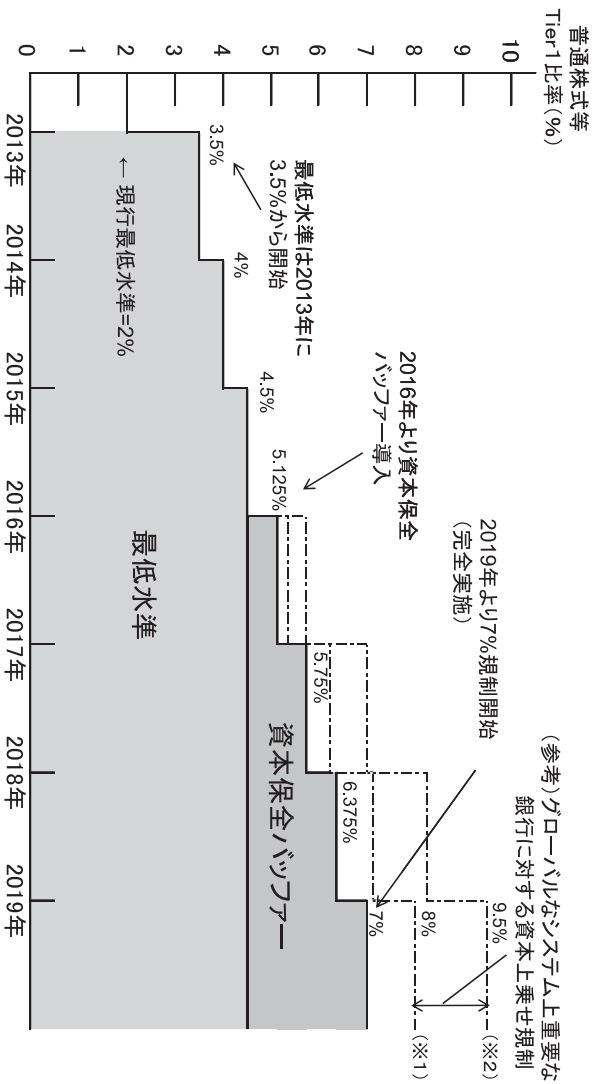
(参考)バーゼル規制の枠組み

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (Tier1 + Tier2)}}{\text{資産額} \times \text{リスクの大きさに応じた割合}} \geq 8\%$$

(例：日本国債0%、貸出20%～150%)
(注) Tier1：普通株式、内部留保、優先株等、Tier2：劣後債等

バーゼルⅢのポイント：段階的实施

◇ 2013年～2019年の段階的实施のイメージ(普通株式等Tier1比率のみ)



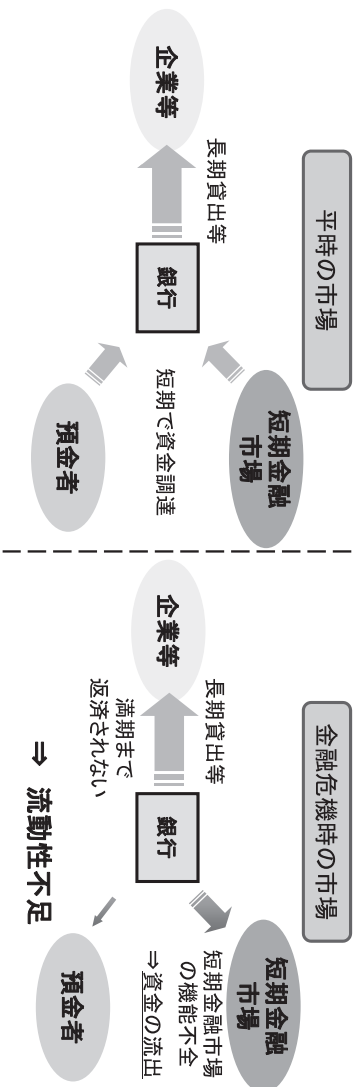
(注1) このほか、*加圧シナリオ*な資本バンプ(0～2.5%)が上乘せとして課されうる。これは、貸出等が過剰に増加している時期に、将来の損失発生期に備え、普通株式等Tier1又はその他損失吸収力の高い資本の積立てを求めるもの。

(注2) G-SIBサーチャージについては、2016年から2019年にかけて、1～2.5%上乘せされる。(※1)はサーチャージが1.0%上乘せされた場合。(※2)はサーチャージが2.5%上乘せされた場合。

バーゼルⅢのポイント：流動性規制

＜規制導入の経緯＞

○ 金融危機の際、多くの銀行で、十分な資本を持ちながら、流動性が十分でないために、資金繰りに問題が発生。



○ こうした教訓を踏まえ、2010年12月にバーゼルⅢ枠組みの一環として、流動性比率規制に合意。

バーゼルⅢのポイント：流動性規制(続き)

① 流動性カバレッジ比率(LCR: Liquidity Coverage Ratio)

(目的)

- ・ ストレス下でも市場から流動性を調達することができる高品質の流動資産(以下、「適格流動資産」)を、短期間(30日間)の厳しいストレス下におけるネット資金流出額以上に保有することを求める。

(基準の概要) 2015年から段階的に実施し、2019年に完全実施

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要な流動性}} \quad \geq 60\% \Rightarrow 100\%$$

(2015年) (2019年)

② 安定調達比率(NSFR: Net Stable Funding Ratio)

(目的)

- ・ 売却が困難な資産(所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む)を持つのであれば、これに対応し、十分な中長期等に安定的な調達(負債・資本)をすることを求める。
- (基準の概要) 2018年から実施見込み

$$\text{NSFR} = \frac{\text{安定調達額(資本+預金・市場性調達の一部)}}{\text{所要安定調達額(資産×流動性に応じたヘアカット)}} > 100\%$$

バーゼルⅢのポイント：レバレッジ比率

(目 的)

- ・ 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。
- ・ 簡易な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率規制)を補完。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{資 本(新定義のTier1)}}{\text{エクスポージャー(オンバランス項目+オフバランス項目)}}$$

(基準の見直し)

- ・ 2011年1月より移行期間を開始。2013年1月から2017年1月までの試行期間において、3%の比率をテスト。銀行レベルのレバレッジ比率及びその構成要素の開示は、2015年1月から。
- ・ 試行期間の結果を踏まえ、適切な検討と水準調整に基づき、2018年1月から第1の柱の下での取扱いに移行することを視野に、2017年前半に最終調整。

3. システム上重要な金融機関

システム上重要な金融機関

○ 金融危機において、一部の大手金融機関を公的資金で救済したことに伴う「大きすぎて潰せない」モラルハザードの問題に対処するため、「システム上重要な金融機関 (Systemically Important Financial Institutions: SIFIs シファイズ)」について①破綻予防のための規制枠組み、②円滑な破綻処理の枠組み、③監督の実効性の向上等を検討し、順次実施。

	グローバルな システム上重要な金融機関	国内の システム上重要な金融機関
銀行	2011年11月カンヌ・サミットで合意	2012年10月に枠組みを公表
保険	2013年7月G-SIFIsの当初リストを 公表	未定
その他	市場インフラやノンバンク等について検討中	未定

システム上重要な金融機関 — グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs) 規制の概要 —

- バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は、世界75社超の大手銀行につき、5つのリスク要因に対応した指標※を用い、各社の点数を算出。

※「国際的活動(cross-jurisdictional activities)」「規模(size)」「相互連関性(interconnectedness)」「代替可能性/金融インフラ(substitutes/financial institution infrastructure)」「複雑性(complexity)」の5指標

- 一定以上の点数となった銀行は、G-SIBに選定され、点数に応じて4グループに区分される。(注: 第5区分は該当社がないことを前提に設定されている。)
- G-SIBは、各区分に従い、バーゼルⅢの規制水準に上乘せた自己資本(additional loss absorbency)を求められる。

区分 (バケット)	第5	第4	第3	第2	第1
普通株資本上乘せ幅	3.5%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%

- 本規制は、2011年11月にG20首脳が了承。2016年年初から段階的に実施され、2019年年初から完全実施される予定。

(参考) G-SIBs一覧

2009年末データでのG-SIBs暫定一覧 (2011年11月公表済)		2011年末データでのG-SIBs暫定一覧 (2012年11月公表済)	
Bank of America	Lloyds Banking Group	【バケツト5 (3.5% ※)】	Royal Bank of Scotland
Bank of China	Mitsubishi UFJ FG	—	UBS
Bank of New York Mellon	Mizuho FG	【バケツト4 (2.5% ※)】	【バケツト1 (1.0% ※)】
Banque Populaire Cde	Morgan Stanley	Citigroup	Bank of China
Barclays	Nordea	Deutsche Bank	BBVA (新)
BNP Paribas	Royal Bank of Scotland	HSBC	Group BPCE
—	Santander	JP Morgan Chase	Group Crédit Agricole
Citigroup	Société Générale	【バケツト3 (2.0% ※)】	ING Bank
Commerzbank	—	Barclays	Mizuho FG
Credit Suisse	State Street	BNP Paribas	Nordea
Deutsche Bank	Sumitomo Mitsui FG	【バケツト2 (1.5% ※)】	Santander
Dexia	UBS	Bank of America	Société Générale
Goldman Sachs	Unicredit Group	Bank of New York Mellon	Standard Chartered (新)
Group Crédit Agricole	Wells Fargo	Credit Suisse	State Street
HSBC	(アルファベット順)	Goldman Sachs	Sumitomo Mitsui FG
ING Bank		Mitsubishi UFJ FG	Unicredit Group
JP Morgan Chase		Morgan Stanley	Wells Fargo
計29行		計28行 (バケツト内 アルファベット順)	

※ G-SIBは、各区分に従い、バーゼルⅢの規制水準に上乘せした自己資本を求められる。 18

システム上重要な金融機関 — グローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIs) について —

選定基準 (2013年7月公表)

○銀行セクターと共通の4カテゴリーに保険セクター独自の「非伝統的保険業務・非保険業務(non-traditional and non-insurance activities)」を加えた全5カテゴリーを設定。

(参考) 各カテゴリーのウエイト

	規模	相互連関性	代替可能性	グローバルな活動	非伝統的保険業務・非保険業務	複雑性
保険セクター	5%	40%	5%	5%	45%	
銀行セクター	20%	20%	20%	20%		20%

※ 伝統的な保険業は、一般的に金融システムに与える影響は小さいが、金融保証(モノライゼン)などの「非伝統的保険業務・非保険業務」は、潜在的なシステムリスクが高いため、高いウエイトを付している。

政策措置 (2013年7月公表)

○G-SIIに対し、①「監督の強化」(グループ監督・流動性)、②「破たん処理可能性の向上」(FSB・Key attributesの適用)、③「より高い損失吸収力の賦課」(資本の上乗せ基準)からなる政策措置を提案。

○保険のシステムリスクの源泉は「非伝統的保険・非保険業務」であるとの前提の下、同業務を行うエンティティに対し、上記措置を重点的に適用。上記③については、保険では健全性に関する国際統一規程がないため、継続的な課題となっている。(2015年末に基準最終化、2019年1月より適用開始)

(参考) 2013年7月時点のG-SIIs一覧 (アルファベット順)

- ・Allianz SE (独)
 - ・American International Group, Inc. (米)
 - ・Assicurazioni Generali S.p.A. (伊)
 - ・Aviva plc (英)
 - ・Axa S.A. (仏)
 - ・MetLife, Inc. (米)
 - ・Ping An Insurance (Group) Company of China, Ltd.(中)
 - ・Prudential Financial, Inc. (米)
 - ・Prudential plc (英)
- 計9社

(※1) 2011年末のデータを使用し、IAISで定めた評価手法において定められた手法に基づいて選定。
(なお、現時点で日本の保険会社の該当はなし。)

(※2) G-SIIsのリストは毎年更新され、各年の11月にFSBIにより公表される。

(※3) 再保険会社の取扱いは、2014年7月までに結論を出す予定。

— 実効的な破綻処理枠組みに関する国際基準（2011年11月公表） —
(Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions)

○金融機関の破綻処理に関し、納税者に損失を負わせることなく、システムミックな損害を防ぐ枠組みとして以下を提示。

- ① 破綻処理制度の改善（当局が有すべき破綻処理の権限を国際基準として整理）
- ② 再建・処理計画（recovery and resolution plans: G-SIFI毎に危機対応計画の策定を義務付け）
- ③ 破綻処理のしやすさの評価（resolvability assessments: 一定の基準に基づきG-SIFI毎に評価）
- ④ 当局間の協力取極め（G-SIFI毎に締結。取極めの内容を整理）
- ⑤ 破綻処理コストの負担方式（破綻時に債権者に負担を負わせる方式（ペイル・イン）を選択肢の一つとして提唱）

(参考) 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年6月12日成立)

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

平成25年6月12日成立

先般の金融危機に関わる諸問題

市場型金融危機への対応、
金融資本市場・金融業の信頼性回復・機能強化

公募増資インサイダー取引事業等を踏まえた対応

インサイダー取引規制の強化

- ◆ 情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入
- ◆ 資産運用業者が「他人の計算」で違反行為を行った場合の課徴金額の引上げ

企業実務等を踏まえた規制の見直し

- ◆ 公開買付け情報を聞いてから相当の期間が経過した場合についてインサイダー取引規制を適用除外

AIJ 事業を踏まえた
資産運用規制の見直し

不正行為に対する罰則の強化

- ◆ 投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則の引上げ

その他

- ◆ 年金基金が特定投資家(プロ)になるための要件の限定

金融機関の秩序ある処理の枠組み

リーマンショック等、金融市場を通じて伝播し、実体経済に深刻な影響を与える金融危機を防ぐため、G20の合意等を踏まえ、金融機関の秩序ある処理の枠組みを整備

対象

- ◆ 金融業全体(銀行、保険、証券、金融持株会社等)

手続

- ◆ 金融危機対応会議(内閣総理大臣(議長)、内閣官房長官、財務大臣、金融担当大臣、日本銀行総裁、金融庁長官で構成)

措置内容等

- ◆ 預金保険機構の監視等の下、流動性供給等により重要な市場取引等を行(必要に応じ、資金援助、資本増強)
- ◆ 秩序ある処理に必要な措置(早期解約の制限等)

費用負担

- ◆ 原則として業界の事後負担(例外的に政府補助)

銀行等による
資本性資金の供給強化等

銀行等による資本性資金の供給強化

- ◆ 銀行等による議決権保有規制(いわゆる5%ルール)について、企業再生や地域経済活性化に資する効果が見込まれる場合に限り、規制を緩和

その他

- ◆ その他銀行等に関する規制(大口信用供与等規制や外国銀行支店規制等)の見直し

投資法人の資金調達・
資本政策手段の多様化等

資金調達・資本政策手段の多様化

- ◆ 自己投資口の取得、投資主への割当増資の導入

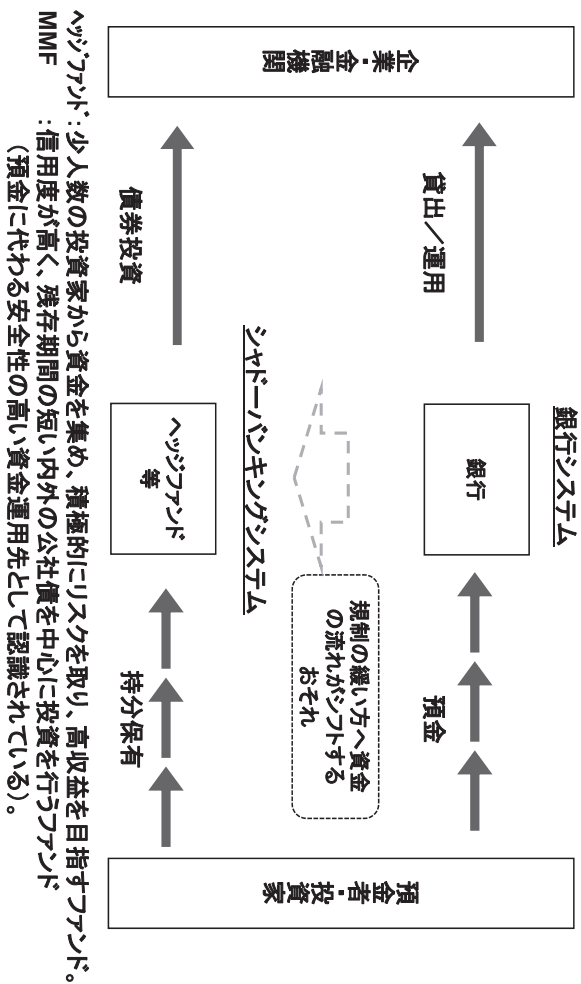
その他

- ◆ 投資法人による海外不動産の取得促進のための措置
- ◆ 投資法人へのインサイダー取引規制の導入
- ◆ 投資信託の運用状況を投資家が理解しやすい形で提供するための措置

4. シヤドーバンキング

シャドーバンキング（銀行システム以外で行う信用仲介）

- ヘッジファンド、MMF（マネー・マーケット・ファンド）など、実質的に銀行に類似した信用仲介活動を行っている銀行以外の主体・活動（シャドーバンキング）のシステムリスクに対する規制・監視のあり方を検討中。



シャドローバンキング（銀行システム以外で行う信用仲介）

＜2011年11月カンヌ・サミットにおいて合意された5つのシャドローバンキングの検討分野の進捗状況＞

① 銀行のシャドローバンキングへの関与（バーゼル規制委員会）〔一部につき本年6月に規制案を公表〕
銀行とシャドローバンキングの規制上の連結のあり方や銀行のフテンド向け出資に係るリスク算出方法といった銀行への規制を通じてシャドローバンキングに対する規制・監督のあり方の検討。

② マネー・マーケット・フテンド（money market funds: IOSCO）〔昨年10月に最終報告書を公表〕

MMFの取付騒ぎやその他のシステミックリスクを削減するための政策措置（MMFの組入資産評価方法、流動性管理のあり方等）を提言。

③ 他のシャドローバンキング主体（other shadow banking entities: FSB）〔本年9月に最終報告書を公表〕
MMF以外のシャドローバンキング主体のリスクを把握するために必要なデータ収集・モニタリングのあり方や各主体が果たす経済的な機能に伴うリスクに着目した政策措置等の検討。

④ 証券化商品（securitisation: IOSCO）〔昨年11月に最終報告書を公表〕

証券化商品の原資産リスクの一部保有義務、証券化商品の開示様式の標準化等を提言。欧米では、適用対象機関等に差異が認められるものの、原則5%の原資産リスクの保有義務が課されている。

⑤ 貸株・レポ取引（securities lending and repos: FSB）〔来年春季に最終報告書を公表予定〕

貸株・レポ取引市場の透明性を高めるためのデータ収集や情報開示のあり方、貸株・レポ取引の適切な担保管理のあり方、金融システムのレバレッジ抑制のために最低限の担保の掛け目（ヘアカット）の実施を求める規制等のあり方等の検討。

5. 店頭デリバティブ規制改革

店頭デリバティブ規制改革

G20ピッツバーグ・サミット首脳声明(2009.9.24-25)

○ 店頭デリバティブ市場の改善：

遅くとも2012年末までに、標準化されたすべての店頭(OTC)デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである。中央清算機関を通じて決済がされない契約は、より高い所要自己資本賦課の対象とされるべきである。我々は、FSBとその関連メンバーに対して、実施状況及びデリバティブ市場の透明性を改善し、システミック・リスクを緩和し、市場の濫用から守るために十分かどうかにつき、定期的に評価することを要請する。



我が国における実施状況

- 2010年の金融商品取引法改正において、業者の中央清算機関の利用や取引の報告義務などを規定し、2012年11月より施行。
- 2012年の同法改正において、業者の電子取引システムの使用義務などを規定。(2015年9月までに施行予定)

(参考)平成22年 金融商品取引法等改正

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

【平成22年5月12日成立】

背景

今次の世界的な金融危機を受けた国際的な議論や我が国金融・資本市場において見られた問題等

我が国金融システムの安定性・透明性の向上を図り、投資家等の保護を確保する

我が国決済システムの強靱化
—我が国における危機の伝播の抑止等—

金融商品取引業者等への適切な規制・監督の確保

店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け

- 清算機関に関する基礎強化を図った上で、一定の店頭デリバティブ取引等に対する、清算機関の利用義務付け
- ※ 取引規模の大きいデリバティブ取引（現時点においては、具体的には、金利スワップ取引のプレーン・バニク型）を、清算機関に集中
- ※ 我が国法制下での執行と密接に関連するデリバティブ取引（具体的には、クレジット・デフォルト・スワップ）のうち、我が国における取引規模が一定程度に達しているもの（現時点ではItraxx Japan）を国内清算機関に集中

取引情報保存・報告制度の創設

- 金融商品取引業者等や清算機関に対し、取引情報の保存、当局への取引情報の提出を義務付ける制度を整備
- 加えて、金融商品取引業者等は、自らに代わり、取引情報の収集・保存を行う機関（取引情報蓄積機関）による保存、当局への取引情報の提出を選択できる制度を整備

その他投資家保護のための措置

- 破産手続開始の原因となる事実がある場合、金融商品取引業者全数に対し、当局による破産手続開始の申立てを可能にする
- 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備
- 裁判所の差止命令に違反した場合の罰則規定の整備

グループ規制・監督の強化

証券会社の連結規制・監督の導入等

- 証券会社の連結規制・監督の導入
 - ① 一定規模以上の証券会社
 - 当該業者に対する連結自己資本規制
 - 子会社に対する報告徴収・検査等
 - ② ①のうち、親会社と一体となって証券業務を行う証券会社
 - 親会社に対する連結自己資本規制
 - 当該業者の親・子・兄弟会社に対する報告徴収・検査等
- 主要株主規制の強化
 - ・ 金融商品取引業者（第一種、投資運用）の主要株主（20%以上の議決権保有）のうち、過半数の議決権を保有する者に対する業務改善命令を可能にする
- 保険会社の連結財務規制の導入
 - 保険会社又は保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準（連結ソルベンシー・レージン基準）の導入

(参考)平成24年 金融商品取引法等改正

【平成24年9月6日成立】

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

我が国金融・資本市場を取り巻く環境の変化

我が国市場の国際競争力の強化
及び利用者利便の向上

グローバルな金融・資本市場の混同を
踏まえた金融システム強化の必要性

利用者が安心して取引できる
適切な規制整備の必要性

「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備

「新成長戦略」^(注1)、「日本再生の基本戦略」等に基づき、証券・金銀・商品を横断的に一括して取り扱う「総合的な取引所」の実現に向け、以下の制度整備を行う。

商品・取引所に関する規制の整備

商品・デリバティブ取引を、金融商品取引所において取り扱えることとする

「総合的な取引所」については、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督^(注2)

業者等に関する規制の整備

仲介業者、清算機関等についても、証券・金銀・商品を横断して取り扱うことができる制度を整備

農林水産大臣・経済産業大臣との連携

商品デリバティブ取引に係る一定の監督権限の行使について、農林水産大臣・経済産業大臣との事前協議等の規定を整備し、相互連携を確保

⇒ 「総合的な取引所」の実現・利用者の利便性の向上



店頭デリバティブ取引等の公正性・透明性の向上

店頭デリバティブ取引規制の整備

国際的な制度整備の要請も踏まえ、一定の店頭デリバティブ取引における電子取引システムの使用義務付け^(注3)

⇒ 取引の公正性・透明性の確保

適切な不正取引規制の確保

課徴金制度の見直し

課徴金の対象を追加・拡大

・ 外部協力者による虚偽開示書類の提出に加担する行為

・ 金融商品取引業者以外の者が他人の計算で行った不正取引

⇒ 課徴金の罰則において、違反者等に出頭を命ずる権限を追加

⇒ 市場の公正性・透明性を損なう行為を禁止

インサイダー取引規制の見直し

企業の組織形態に係る以下の行為についてインサイダー取引規制から適用除外・事業譲渡による保有株式の承継のうち違反行為の危険性が低い場合・合併等の対価としての自己株式の交付

⇒ 企業ガバナンスの円滑化

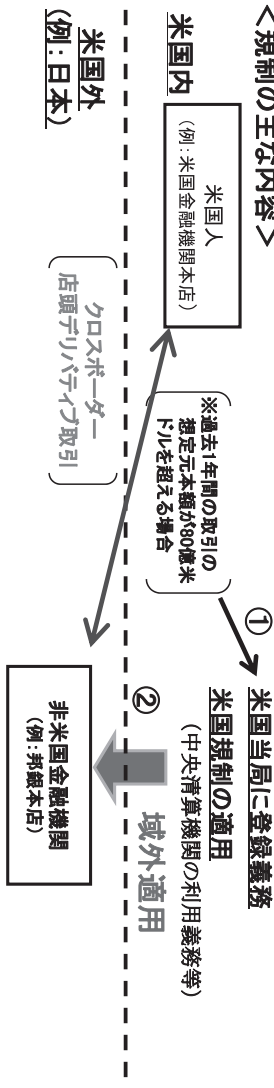
(注1) 当面、コメ等を除く

(注2) 商品のみを取り扱う取引所については、従来どおり、農林水産大臣・経済産業大臣が監督

(注3) 店頭デリバティブ規制のうち、「清算集中制度」、「取引情報の保存・報告制度」等は従来から平成22年4月商法改正

クロスボーダー取引に係る米国店頭デリバティブ規制案について

＜規制の主な内容＞



- ① 非米国金融機関が、米国人と一定額以上の店頭デリバティブ取引を行う場合には、米国商品先物取引委員会 (CFTC) にスワップ・ディーラー (SD) として登録しなければならない。
- ② SDとして登録した非米国金融機関に対して、米国の規制(清算集中義務等)が課せられる。
- 他方で、CFTCは、外国規制が米国規制と同等であることを条件として、外国規制の遵守をもって、米国規制を遵守したとみなす「代替的コンプライアンス措置」を提案しており、一定の企業及び取引に当該措置が適用される。

＜問題意識＞

- CFTCの規制案がこのまま適用されると、各国規制との重複や抵触を招き、市場参加者に対する過大な負担になるとともに、米国の規制対象となることを回避するために、店頭デリバティブ取引が行われなくなるなどの悪影響を及ぼしかねない。

＜日本の考え方＞

- ① 最大限、相手国の規制を信頼すべき。
- ② 規制の重複、過剰規制を回避すべき。

米国財務長官宛共同レターの発出(2013年4月18日)

外国規制との抵触や不整合に対しては、金融庁を含む店頭デリバティブの主要当局者間で協議を行っているが、議論の進捗状況に懸念を持った英国当局の呼びかけにより、2013年4月に米国財務長官に対して、閣僚級(※)の共同レターを発出し、国際的な議論の加速等を要請。

(※)署名者は以下の通り(全部で10当局)

麻生副総理・財務大臣・金融担当大臣
伯・英・独・仏・伊・露・瑞西・南ア財務大臣、バルニエ欧州委員

<共同レターの主なポイント>

○各国規制の重複や抵触等による各国市場の分断や市場参加者への過大な負担を避けるためには、更なる国際協調が必要。

○外国規制が米国規制と同等であることを条件として認められる代替的コンプライアンス措置は、可能な限り広範囲に適用されるべき。

○外国規制の同等性評価に当たっては、国際原則を活用し、規制全体の効果に着目すべき。

○外国金融機関に対し適切な暫定措置・期間を設けるべき。

G20サミットコミュニケ(2013.9.5-9.6 サンクトペテルブルグ)等

● 我々は、合意されたOTCデリバティブ改革を実施すべく加盟国が確認した行動やコミットしたスケジュールを含め、OTCデリバティブ改革の進捗状況をまとめたFSB報告書を歓迎する。我々は、残る規制の抵触、不整合、ギャップ及び重複の解決に向けた大きくかつ建設的な一歩として、OTCデリバティブ改革に係るクロスボーダー問題に関する、主要当局による直近の一連の合意を歓迎し、枠組みが整備され評価が可能となった時点で、これらの合意が早急に実施されることを期待する。我々は、国・地域及び規制当局が、本国の規制枠組みを十分尊重しつつ、効果の類似性に基づいて、国によって差別されることなく相互の規制及び執行枠組みの質により正当化されるときは、相互の規制に委ねることを可能とすべきとの見解で一致する。我々は規制当局に対して、FSBおよびOTCデリバティブ規制当局者グループと協力して、クロスボーダー規制枠組みの重複や規制回避に関する残る問題を解決するためのスケジュールを報告するよう求める。



OTCデリバティブ改革に係るクロスボーダー問題に関する、店頭デリバティブ主要当局者会合(ODRG)による合意の主な内容(2013年9月)は、下記の通り。

- ①柔軟で規制の効果に着目したアプローチが同等性等の最終評価の基本となるべき。
- ②同等性評価に当たって、対象当局等との協議・コミュニケーションは不可欠である。
- ③外国業者に対して、適切な移行措置及び合理的で限定的な移行期間が設置されるべき等

欧州規制との同等性評価について

欧州域内の金融機関（欧州金融機関の日本支店を含む）に清算サービスを提供する欧州域外国CCPについては、母国規制と欧州規制との同等性を前提にしたESMA（欧州証券市場監督局）の認証が必要。

➤ESMAは、本年9月1日の欧州域外国CCPの同等性評価に関する技術的助言をEC（欧州委員会）に提出し、3日に公表。

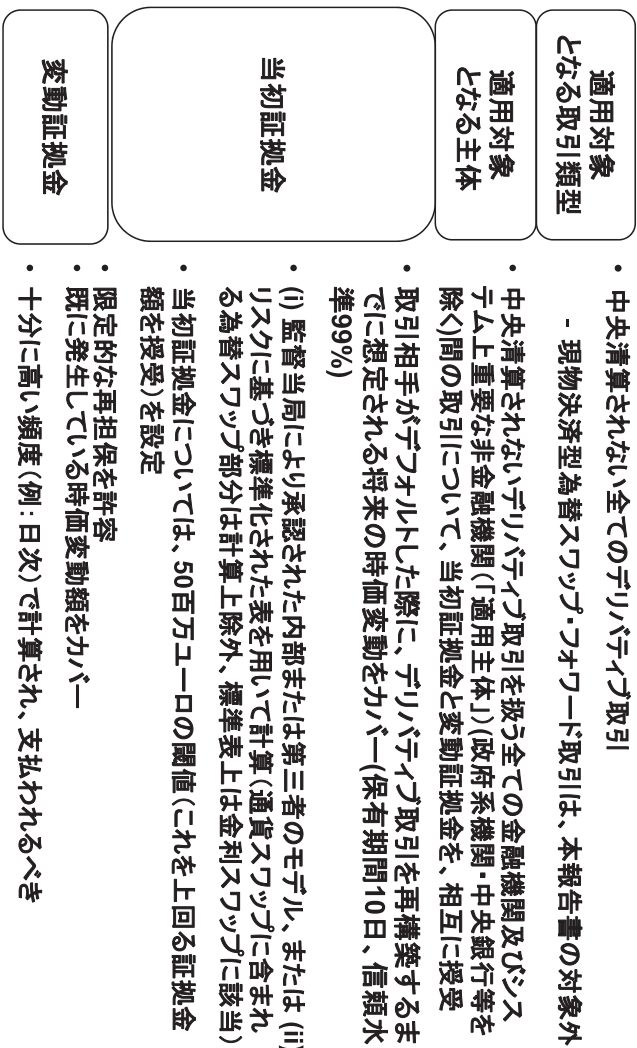
- ・本邦清算機関に係る法令及び監督・執行制度は、欧州規制と概ね同等の内容を業務方法書で規定している本邦清算機関に関しては、欧州の規制・監督水準と同等であると評価

（注）本邦清算機関は、認証申請期限（9月15日）までにESMAに認証を申請済み。

➤今後、ECにおいて同等性評価の最終決定が行われる予定。

（参考）米国CFTCとは、米国外のスワップデューラーに対し、全ての米国規制が適用となる本年12月21日までに、同等性の作業を終わらせるべく現在議論中。また、日本証券クリアリング機構（JSCC）が米国の清算機関としての登録を申請中。

BCBS-IOSCOによる中央清算されないデリバティブ取引 に係る証拠金規制の概要(2013年9月2日公表)①



BCBS-IO스코による中央清算されないデリバティブ取引 に係る証拠金規制の概要(2013年9月2日公表)②

証拠金規制の 移行期間 (2年)

- ・ 移行期間(当初証拠金及び変動証拠金の授受等証拠金規制の実施が求められない期間)を2年間超設定
- ・ 2014年に証拠金規制の適切性等を評価するモニタリングツールを設置し、評価結果に応じて証拠金規制の修正を勧告
- ・ 変動証拠金については段階的適用せず2015年12月より実施

当初証拠金の 段階的適用 (4年間)

2015年12月 想定元本が3兆€以上ある適用主体同士の取引に適用
 2016年12月 同2.25兆€以上の適用主体同士の取引に適用
 2017年12月 同1.5兆€以上の適用主体同士の取引に適用
 2018年12月 同0.75兆€以上の適用主体同士の取引に適用
 2019年12月 同80億€以上の適用主体同士の取引に適用

6. LIBOR問題に端を発した金融指標を 巡る問題

LIBOR問題とは

○ LIBORとは、London Interbank Offered Rate(ロンドン銀行間取引金利)の略称。ロ

ンボンの短期金融市場で、金融機関間が相互に資金調達する際の目安となる指標金利。

○ 具体的には呈示行自らが、銀行間取引市場で調達することができると呈示行の信用力を反映したレートを、毎日英国銀行協会に呈示。英国銀行協会が計算・公表。

(※1) 通貨は米ドル、ポンド、円など5種類、期間は翌日物から12ヶ月物まで7種類

(※2) 国際金融市場の指標金利として、融資や住宅ローンの基準金利、各種デリバティブの指標として広く使用

○ 英国財務省によるLIBOR改革案(ウイートリー・レビュー:2012年9月公表)では、主に以下のような問題が指摘されている。

- ・銀行間取引市場の縮小に伴い、実際の取引レートに基づかない金利を呈示。
- ・呈示レートは実際の取引に基づかないため銀行及び行員に不正操作の余地がある。
- ・LIBORの運営機関(英国銀行協会)及び呈示行内でのガバナンスが脆弱。

(注) TIBOR(Tokyo Interbank Offered Rate)

東京の短期金融市場の調達の目安となる金利で、全国銀行協会がとりまとめ・公表を行っている。LIBORとは異なり、プライム・ベンチ間での取引を想定した場合の市場実勢とみなした金利(呈示行の信用力に影響されないレート)。

LIBOR等に関する不正行為等への対応

(1) 金融庁による対応

- 2011年12月、各国に先駆けて、シテイグループ、UBSに対し行政処分(業務改善命令・業務停止命令)。
- 2013年4月、RBSに対し行政処分(業務改善命令)。
＜事案の概要＞
 - ◆ トレーダー等が、円金利に係るデリバティブ取引を有利にする目的で、円LIBOR・ユーロ円TIBOR(RBSについては円LIBOR)の呈示担当者に不正な働きかけ

(2) 欧米当局による対応

- 2012年6月、英米当局は、パークレイズに対し課徴金の支払いを命令。
 - ◆ トレーダーが自分の利益になるよう銀行の呈示担当者に不正な働きかけ
 - ◆ 信用力を高く見せようと低い金利を呈示
- 2012年12月、スイス・英国・米国当局は、UBSに対し課徴金の支払い等を命令。
 - ◆ (1)の事案と同様
- 2013年2月、英米当局は、RBSに対し課徴金の支払い等を命令。
 - ◆ トレーダーが自分の利益になるよう銀行の呈示担当者に不正な働きかけ
- 2013年9月、英米当局は、ICAP(金融取引仲介業者)に対し課徴金の支払いを命令。
 - ◆ ヲローカーがUBS証券トレーダーと共謀して複数の銀行の呈示担当者に不正な働きかけ

金融指標の改革をめぐる最近の動き

<IOSCO(証券監督者国際機構)>

2013年7月17日 金融指標に関する最終報告書を公表

<FSB(金融安定理事会)>

2013年8月29日 金融指標改革のための監督・ガバナンス枠組みについての
進捗報告書を公表

<欧州委員会>

2012年9月10日 EU市場阻害行為規制規則の改訂案を承認
(金融指標も対象に追加)

2013年9月18日 金融指標に関する規制案を公表
(金融指標の正確性と健全性を確保するための枠組みを規定)

<英国財務省>

2013年7月9日 LIBORの運営業務を英国銀行協会からNYSEユーロネクストの
子会社に移管すると発表

<全銀協>

2013年7月5日 TIBORの運営の在り方に関する中間取りまとめを公表

IOSCOの金融指標に関する最終報告書(2013年7月17日公表)

- IOSCOは、金融市場で利用されている指標に関する原則を提示する最終報告書を公表。
- 本原則の適用対象は幅広いが、指標や運営機関、指標算定過程の規模・リスクに応じて適用・実施されるべきである。(比
例性の原則)
- 本原則公表後、18か月以内にIOSCOが原則の実施状況を評価。(運営機関は12か月以内に原則の遵守状況を開示し、
その後、毎年開示)

運営機関のガバナンス

- ・ 運営機関は指標の定義・決定・公表・ガバナンスにつ
いて一義的な責任を負う
- ・ 利益相反の特定・開示・管理・回避についての書面規
程を策定・実施
- ・ 指標の決定・公表の手続を管理する仕組みを構築
- ・ 指標決定過程の監視を行う部門を設置

指標の算定手法の質

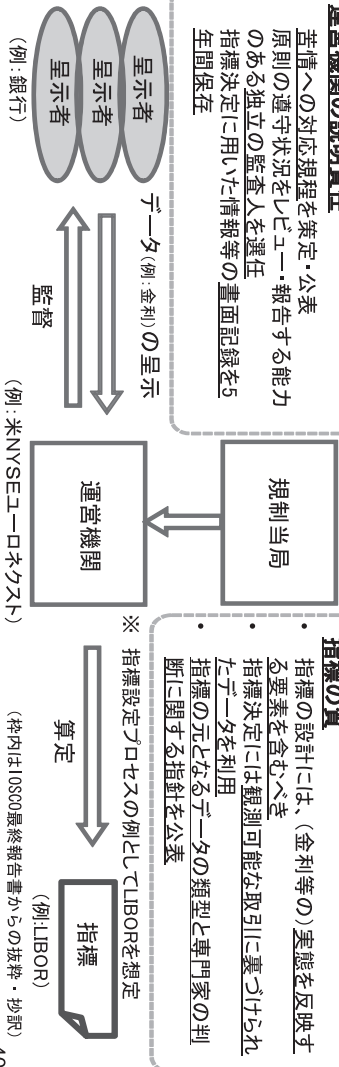
- ・ 指標の算定手法を公表し、採用根拠を提示
- ・ 算出手法の変更・算出の中断に関する手続を公表
- ・ 提示者の行動準則(Code of Conduct)を策定・公表
し、その行動準則の遵守を確認

運営機関の説明責任

- ・ 苦情への対応規程を策定・公表
- ・ 原則の遵守状況をレビュー・報告する能力
のある独立の監査人を選任
- ・ 指標決定に用いた情報等の書面記録を5
年間保存

指標の質

- ・ 指標の設計には、(金利等の)変態を反映す
る要素を含むべき
- ・ 指標決定には数測可能な取引に裏づけられ
たデータを利用
- ・ 指標の元となるデータの類型と専門家の判
断に関する指針を公表



金融指標改革に関するFSBの動き(2013年8月29日に進捗状況報告書公表)

公的部門運営グループ及び市場参加者グループが設置され、グローバルな金融システムにおいて最も基本的な役割を果たす金利指標(LIBOR、EURIBOR、TIBORを含む)について、ガバナンス等の評価の調整や、代替指標の候補等の検討が行われる予定

FSB

公的部門運営グループ(OSSG)

- ・ 既存の指標の評価の調整及び市場参加者グループ(MPG)の設立・作業の支援(guide)
- ・ 共同議長: 英FCAウエイトリー長官、米FRBスタイン理事
- ・ メンバー: 規制監督当局・中銀(金融庁、日銀も参加)
- ・ 当面の作業の対象は、グローバルな金融システムにおいて最も基本的な役割を果たす金利指標(LIBOR、EURIBOR、TIBORを含む)
- ・ 既存の指標の評価結果は、FSBに2014年6月までに報告予定

市場参加者グループ(MPG)

- ・ LIBOR、EURIBOR、TIBORについて、代替指標の候補及び移行に際しての戦略等を検討
- ・ 議長: スタンフォード大ダフナー教授、副議長: オコナーISDA会長
- ・ メンバー: 議長・副議長を含め民間有識者から構成(日本からも参加)
- ・ 2014年3月中旬までにOSSGに報告書を提出

設立・支援

報告書提出

金利指標の評価: IOSCOの原則を使用し、IOSCOに委託

IOSCO

(2013年7月、金融指標に関する最終報告書を公表。公表後18ヶ月以内に原則の実施状況の評価予定)

EU市場阻害行為規制規則改定案の承認(2013年9月10日)

○ 骨子

- ・ 9月10日、欧州議会において、2003年EU市場阻害行為(規制)規則(Market Abuse Regulation)の改定案が承認。改正により、金融指標も本規則の対象に追加。
- ・ 今後、条文の最終化等が行われた上で、現在協議中のMiFID改正案の成立後、改正MiFIDの施行と同時に施行される予定(時期未定)。

○ 改正の経緯

- ・ EU市場阻害行為(規制)規則は、インサイダー取引・相場操縦を規制するもので、①2003年制定以降の新たな取引形態(商品取引やデリバティブ取引)における不正を捕捉し、②疑わしい取引の当局への報告義務の対象を、疑わしい実行前の注文についても広げる改正案として2011年に議論が開始。その後LIBOR不正操作問題を受け、③金融指標についても規制案の対象とされたもの。

○ 改正の主なポイント

- ・ 本規制案は、対象となる取引について、
(1) 取引に関わる主体が疑わしい取引を検知する仕組みを導入することを義務付け、
(2) 規制当局が疑わしい取引を調査する権限を付与、
(3) 禁止行為に対しては当局が最低でも利益の3倍の金額の罰則を科す権限を付与。

欧州委員会による金融指標に関する規則案(2013年9月18日公表)

1. 指標の運営機関のガバナンス

- ・ 運営機関は、指標算出に関係する部署や機能を、利益相反の可能性がある全ての業務から分離し、当該機関及び参照データの提供者の責任を示した行動規範を定める等、指標算出のガバナンスを確保する措置を実施。

2. 指標の正確性・透明性

- ・ 運営機関は、指標が反映する市場や、指標の使用目的、計算方法等を報告し、指標の信頼性に悪影響が及ぶ場合を除き、指標算出に用いられた参照データを指標の公表後速やかに公表。
- ・ 参照データは取引データとするが、十分な取引データが無い場合、検証可能であることを前提として、取引データ以外のデータを使用することも可能。

3. 指標の運営機関の監督

- ・ 指標を提供する運営機関は、その所在するEU加盟国当局の認可を受け、監督を受ける。
- ・ 重要な指標については、運営機関の監督当局、データ提供者の監督当局及び欧州の監督当局で構成される監督カレックスで協議。

(注) 重要な指標とは、データ提供者の過半数が金融機関等であり、参照している金融商品の額が5,000億ユーロ以上である指標。

- ・ 監督当局は、法令違反に対する罰則として、当該行為の停止、得た利益等の返還、認可の取消し、得た利益等の3倍以上の罰金を課す。

LIBOR運営主体の移管(2013年7月9日発表)

○2013年7月9日(火)、英国財務省は、LIBORの運営を、英国銀行協会(BBA)からNYSEユーロネクストの子会社に移管すると発表。

○同社は英国FCA(金融行為監督機構)の規制下におかれ、2014年初までにLIBOR運営業務が完全に移管される予定。

(参考1)2012年9月に英国財務省が取りまとめたLIBOR改革(ウイートリーレビュー)では、LIBORの算定等の運営業務を、英国銀行協会から入札により決定される新しい機関に移管する旨が盛り込まれた。

(参考2)NYSEユーロネクストは、2007年4月に、米国ニューヨーク証券取引所(NYSE)と欧州ユーロネクスト証券取引所が合併して設立されたもの。

TIBORの運営の在り方に関する全銀協中間取りまとめ(2013年7月5日概要公表)

TIBORの信頼性の維持・向上に向け、下記事項に取り組む(今後、国際的な議論の状況も踏まえながらさらに具体策を検討)。

○リファレンス・ベンチのガバナンス体制強化への取組み

リファレンス・ベンチがレポート呈示に関し遵守すべき事項や必要な体制整備等を規定する「全銀協TIBOR行動規範」を新たに制定

○全銀協のガバナンス体制強化への取組み

- ・TIBORの運営・管理業務を所管する専門組織の設置
- ・TIBORの運営・管理業務を監督する独立性の確保された監視委員会の設置
- ・内部管理態勢の強化、外部監査の活用

○その他

- ・定義に含まれる一部の用語(「プライム・ベンチ」等)の明確化
- ・公表対象の期間(テナー)の数の削減

7. LEI(取引主体識別子)

LEI (Legal Entity Identifier: 取引主体識別子)

＜LEIとは＞

- 金融危機後、金融取引の実態把握強化のため、金融取引主体である法人に世界共通の識別方式があれば効率的・効果的であるとの考え方に立って、取引主体識別子(LEI: Legal Entity Identifier)について世界的な検討が進行中。世界共通のLEIが実現すれば、システムミック・リスクの把握に有用。
- 例えば米国、欧州では、今後まず店頭デリバティブ取引情報の報告に際してLEIの使用を求める方向性が示されている。

＜これまでの進捗＞

- ロスカボス・サミット(2012年6月)において、LEIシステム整備のための枠組みに関するFSBの提言を承認。
- 2012年11月、LEIシステムのガバナンスを担うLEI規制監視委員会についての憲章を策定。本年1月に同委員会が発足。2013年8月26日時点で、同委員会への参加当局数は、メンバーが55当局、オブザーバーが19当局(金融庁・日本銀行がメンバーとして参加)。

＜今後の課題＞

- LEI財団の定款作成、LEI財団の取締役会選任
- LEIシステム運営開始のために必要な資金の調達 等

8. 各国独自の銀行規制改革の取組み

米国・ボルカー・ルールの概要(2011年10月、米国4当局公表文)

＜主な規制の内容＞

- 銀行グループにおける、
 - ① 短期の自己勘定取引(proprietary trading)の禁止
(スワットメイキング・米国債等の取引は許容)
 - ② PE(プライベート・エカイティー)/ヘッジファンドへの投資の禁止
(少額投資等は許容)
 - ③ 上記禁止措置に関する法令遵守態勢の整備及び報告
- (注) 市中協議文書によれば、外国の金融グループの米国外拠点に対する広範な域外適用(extraterritorial application)が行われることが想定される。

＜施行までのスケジュール＞

2011年10月11日	米国連邦準備制度理事会(FRB)・通貨監督局(OCC)・連邦預金保険公社(FDIC)・証券取引委員会(SEC)による市中協議文書の公表
2012年2月13日	市中協議文書に対するコメント期限
2014年7月～	完全施行

わが国のボルカー・ルールに対する考え方

- 2011年12月、日銀・金融庁の連名でFRBに対してコメントレターを発出し、世界の金融市場や金融機関の流動性・安定性に悪影響をもたらす懸念を表明。

わが国からのコメントレターで示した主な要請

(1) 本邦金融機関に対する域外適用の是正

各国の金融市場や金融機関の流動性・安定性への悪影響を回避すべく、母国当局のグループ監督が適切に行われているグループについて、その域外拠点については適用除外とすべき。

(2) 日本国債の適用除外

足元の金融市場の動向、日本国債の流動性・透明性を踏まえれば、米国債と同様、日本国債についても適用除外とすべき。

(3) 短期の為替スワップ取引の適用除外

短期の為替スワップ取引はビル資金供給として重要な役割。為替のスポット取引、長期の為替スワップ取引と同様、短期の為替スワップ取引を適用除外とすべき。

(4) 域外フアンドの適用要件の明確化

域外フアンドにおける米国居住者の投資の存否等、規制の適用要件の該当是非の判断は実務上困難。各国当局と協力の上、客観的・具体的な適用フアンドの定義を策定すべき。

米国外国銀行規制案の概要

- ドット・プランク法は、危機の経験も踏まえ、外銀(FBOs)に対する健全性規制の強化を規定。FRBの外銀規制案は、この細則にあたるもの。FRBは市中協議(2013年4月末に終了)の結果を踏まえ本規制案を今後最終化し、2015年7月から適用する見込み。
- 規制案の主な内容
 - 外銀の米国現法(証券現法等も含む)の資産が合計100億ドル以上の場合、これらを傘下とする持株会社(IHC)の設置を義務付け。IHCは、米国の自己資本・流動性規制等の対象。
 - 外銀の在米国支店・現法の資産が合計500億ドル以上の場合、在米国支店にも流動性規制が課され、本店のストレステストにつきFRBへの報告義務あり。
 - 米国当局は、本店・IHCの健全性指標に基づき、早期是正措置を取ることが可能。米国内資産500億ドル超の場合、措置は自動的に発動。
 - 米国当局は、本店(連結ベース)の財務の悪化に伴い、米国拠点に対し、本店等への受け超(net-due-to position)を義務付ける流動性規制措置をとることが可能。
- 我が国のコメント(レターを2013年4月30日に発出)
 - 母国による規制・監督が米国と概ね整合的であり、母国当局が緊密にモニターしている外銀については、母国当局の規制、監督に委ねるべき。
 - 資産規模を過度に重視すると、外銀のリスク特性を誤解することになりかねないので、外銀のビジネスモデル・リスク特性に応じて更にきめ細かい規制とすべき。
 - 早期是正措置の実施にあたっては、母国当局と事前に協議を確保するため、発動には米国当局の裁量判断の余地が設けられるべき。

英国：銀行改革に関する法案 (2000年金融サービス・市場法(FSMA)一部改正法案・2013年2月下旬院提出)

本法案は、英国で設立され、預金受入れ業務(コア業務)を行う銀行に対し、主体として行う投資を禁じること等を骨子とするもの。

1. 目的

- ・ 預金者を適切に保護し、英国において、預金の受入れ・引き出し、当座貸越しサービス(及びその他省令でコア・サービスと認めるもの)の継続を確保すること。

2. リングフエンス機関

- ・ 英国で設立された銀行で、省令で定める一定の類型(規模)に該当し、コア業務を行うものを、リングフエンス機関とする。

- ・ 当局は、リングフエンス機関に対し、コア業務に必要なサービスを確実に提供させるルールを定めるものとする。

3. コア業務

- ・ コア業務とは、預金の受入れ業務(及び省令で認める業務)とする。

4. 禁止業務

- ・ リングフエンス機関に対し、主体として投資を行うこと(及び省令で定める業務)を禁止。
- ・ その他、リングフエンス機関が、一定の国又は地域に支店を設立・維持する規制を策定する権限を、財務省に授権。

5. 損失吸収力(強化)要件

- ・ 財務省は、省令で、リングフエンス機関に対し、一定の債務(注・ペイルイン債務)の発行・保有を求める規定等を定めることができる。

EU: 銀行セクターにおける構造改革 リーカンヌ委員会報告(2012年10月2日公表)

2011年11月、欧州委員会はEUの銀行セクターにおける構造改革を進めるため、フィナンソブド中銀総裁を委員長とするハイレベル専門家グループ(リーカンヌ委員会)を設立。2012年10月2日、リーカンヌ委員会報告が策定され、欧州委員会に提出された。

＜提言内容＞

(1) 自己勘定取引及びマーケットメイキングで引き受けた資産やデリバティブのポジションを別個の事業体へ分離(注)

(注)ALM目的のデリバティブ利用や非銀行部門の顧客に対するヘッジ取引の提供業務等は例外。

- (2) 再建・処理計画を実効性あるものにするため、必要に応じ追加的な業務の分離
- (3) 処理時のツールとしての、ペイメント商品の活用
- (4) トレーディング資産と不動産関連ローンに対する資本賦課の見直し
- (5) 銀行のガバナンス強化

＜分離の形態＞

- ・分離された事業体(trading entity)は、残された事業体(deposit bank)と共に同一の銀行持株会社に属し、投資会社又は銀行となることができる。
- ・預金を活用した過度のリスクテイクを防ぐなど、金融の安定を図ると共に、trading entityを同一の銀行持株会社の傘下とすることで、利用者利便にも配慮。

＜今後の予定＞

欧州委員会は、今後、本報告書を検討し、関係者との協議、影響度評価を行い、規制としての採否を検討。

ご清聴ありがとうございました。

